

令和5年度（2023年度）NGO・外務省定期協議会
「第3回ODA政策協議会」
議 事 録

2024年3月28日

JICA関西2階ブリーフィング室

（対面・オンラインのハイブリッド開催）

令和5年度（2023年度）NGO・外務省定期協議会

「第3回ODA政策協議会」

議事次第

日 時：2024年3月28日（木曜日）13時30分～16時45分

場 所：JICA関西2階ブリーフィング室

（対面・オンラインのハイブリッド開催）

1. 冒頭挨拶

2. 協議事項

- (1) 女性・平和・安全保障（WPS: Women, Peace and Security）の推進について
- (2) G7広島サミットにおける市民社会の活動報告と市民社会の継続的な協議の申し入れ
- (3) 無償資金協力資金の返納問題と予算・執行管理
- (4) SDGs実施指針改訂版および国連未来サミット等を踏まえた開発資金の動員に関する日本政府の戦略について
- (5) パレスチナ・ガザ地区において日本のODAにより整備された施設の破壊行為に関する実態把握及び、イスラエルへの申し入れについて
- (6) フィリピンへの大型巡視船供与と非軍事原則

3. 閉会挨拶

○今野（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

時間になりましたので、そろそろはじめさせていただきたいと思います。令和5年度 NGO・外務省定期協議会第3回 ODA 政策協議会をはじめさせていただきます。お集まりの皆様、オンラインでのご参加の皆様、今日は貴重なお時間をつかっていただき、どうもありがとうございます。

まずオンライン参加のみなさまへの注意事項をご説明します。表示名は、氏名、そして括弧で所属を記名してください。事前登録になっていますので、確認するためです。通常マイクはミュートでお願いします。参加者の録画、録音、スクリーンショットはやめてください。オンライン参加の方で発言される時は、手を挙げる機能をつかってご発言ください。会場の方は手を挙げていただければ、と思います。

ではさっそくですが、開会の挨拶ということで、関西 NGO 協議会の岡島さんからよろしくお願いいたします。

○岡島（関西 NGO 協議会 理事）

みなさん、こんにちは。関西 NGO 協議会の理事で、この ODA 政策協議会の NGO 側のコーディネーターを務めております岡島です。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。参加者リストを拝見しておりますと、新しくご参加してくださっている方もおられますので、今日のこの地方開催の意義について言及させていただきたいと存じます。

ご承知の方も多いかと思いますが、ODA 政策協議会、外務省と市民社会との対話チャンネルの一つでありまして、年3回の会合がございます。そのうち1回は、東京の外務省ではなくて、地方開催にするということになっております。

コロナ禍以降でも、対面で緊張感を持って議論をしていくということもございますが、他にも2つの意義があるというふうに私は理解をしております。

まず一つ目の意義としては、外務省と市民社会との間のこの対話チャンネルに関する認知を図るという、そういう意義であります。地方開催を契機といたしまして、その地域のネットワーク団体が繰り返しメーリングリスト等を通じて広報をやりまして、こうした外務省と市民社会との間の対話に関してより広い範囲の方々に知っていただく。地方開催でも、時間の関係でオンライン参加ということになる方も、実は多いんですけども、ODA とそれに関する政策について、あるいはその課題について、理解を広げていただく、深めていただくという、そういう意義がございます。

それから第二に、NGO と一口で言っても、非常に多様であります。大きい NGO もあれば、週末だけ活動されていて、専従の職員がおられない、しかし、その地域で非常に長期間にわたって、その地域に根差した活動をされておられる NGO もございます。ODA 政策協議会の関西開催が、今日のように平日であるとなかなか参加できない、そういう参加が難しいという NGO もあります。そもそも国際協力にご承知の通りですね、教育分野もあれば保健もあります。あるいはジェンダーなどもあります。大変幅が広いですし、また ODA のガバ

ナンス上の課題もあります。こういったことに関わる人々も場所も非常に多様であります。当たり前のことですけれども、途上国の人々もありますし、それから日本の市民も関係しますし、また、国際的な議論がいろいろ展開されております。そうした場に関わる方もおられます。さまざまなオーディエンスに関して、こうして多様に関わる人や場にあるそういう声を総合して ODA というものは展開されなければなりません。

昨今、ちょっと辛口になりますけれども、ある世論調査の結果によると、例えば、ちょっと別の話になりますけれども、8割が賛成している選択的夫婦別性、30歳未満の女性の9割が賛成している同性婚などで、政府の政策が国民の意見とか感情から乖離する現状というのが、さまざまなか所で見られているのではないかというふうに思います。ODA がその乖離の事例を提供するというにはならないように、市民社会にある多様な意見を今日も提示していければと存じますので、ご参加の皆様、活発なご意見をいただければと思います。

また、今日は外務省の皆様におかれましては、関西までお越しいただき、本当にお疲れ様でございます。意識的にそういうさまざまな意見があるということ拾っていただいて、政策の実施形成や実施、評価に活かしていただきたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○今野（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

岡島さん、どうもありがとうございます。それでは早速、協議事項の方に入っていきます。今日は協議事項が6点ございます。

順番に行かせていただきたいと存じます。司会の方は私になっていますが、外務省はどうでしょうか。大河さんにお任せした方がよろしいでしょうか。

●大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。外務省側司会を務めさせていただきます民間援助連携室の大河と申します。本日どうぞよろしくお願いいたします。

議題の1点目は、外務省側からの報告事項ということで、「女性・平和・安全保障（WPS）の推進について」ということで、本日、総合外交政策局女性参画推進室の清原首席事務官に来ていただいておりますので、まずお話いただきます。よろしくお願いいたします。

(1) 女性・平和・安全保障（WPS: Women, Peace and Security）の推進について

●清原（外務省 総合外交政策局 女性参画推進室 首席事務官）

女性参画推進室で首席事務官をしております清原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところをご参加いただきありがとうございます。まず、私から先ほどご紹介ありましたように、女性・平和・安全保障、いわゆる WPS に関する取組についてご報告

させていただきたいと思っております。

本日、議題として WPS を取り上げた背景・経緯について、事前に議題提案書にも書かせていただいておりますが、簡単にそのご説明をさせていただきたいと思っております。

まず WPS。これは 2000 年に採択されました安保理決議第 1325 号、女性と平和・安全保障の問題を明確に関連付けた初めての安保理決議になりますが、その 1325 号、それからその後採択されました 9 本の安保理決議に基づく取組になります。

女性や女児の保護・救済に取り組むつつ、女性自身が指導的な立場に立って紛争の予防、それから、復興・平和構築に参加することで、より持続可能な平和に近づくことができるという考え方でございます。

日本はこの安保理決議を履行するために、2015 年に第一次行動計画を作成しております、一番最近では昨年 4 月に第三次行動計画を策定いたしております。

日本の行動計画の特徴といたしまして、自然災害も多い日本でございますので、紛争だけでなく災害への対応も含んでいるということがございます。

現在、この 2015 年の第一次行動計画を策定して以来、しっかりと WPS を推進して来ているところではあるんですが、上川大臣が就任して以降、WPS を主要外交政策の一つとして強力に推進しております、本年 1 月 29 日には、上川大臣の下で省内横断的な連携を目的としました WPS のタスクフォースも設置されたところでございます。

このように WPS を強力に推進しておりますので、開発協力の戦略的パートナーである NGO の皆様方と外務省の考え方やその取組についてご説明した上で、今後の方向性について意見交換をさせていただくのは有意義ではなかろうかと思ひまして、今回このように議題として提案させていただいた次第であります。

まず、先ほどもご紹介しました、昨年策定した第三次行動計画について、事前に資料もお配りしていると思ひますが、簡単にご報告したいと思います。

まず、その策定、どのようにこの第三次行動計画を策定したかというところですが、この WPS の行動計画に関しましては、外部の有識者からなる評価委員会というのがございまして、行動計画の実施状況につきまして評価をいただいております。また、こういった行動計画を策定する際にも、アドバイスをいただいております、この第三次行動計画を策定する際にもいろいろとご助言をいただいたところでございます。

その委員会のメンバーの方々のご意見を踏まえまして、まずは第一次、第二次行動計画の総括をいたしまして、そこで得られた教訓も踏まえて、試案を作成いたしました。

それで、その骨子案を作成した後、個別に複数の国際 NGO の方などからもお話を伺いまして第一稿を作成して、その上で市民社会の方々と二回ほど意見交換会も開催させていただきました。

そういった意見交換の場でいただいたご意見を、できるだけ反映するような形で、政府案を作りまして、それでパブリックコメントに付した上で、今回の第三次行動計画を作って公表したところでございます。

4月にその公表した後には説明会をですね、ちょっと時間がかかって8月ではあったんですが、この第三次行動計画の説明会も開催させていただいたところでございます。

第三次行動計画の特徴と言いますか、その第一次、第二次とどういったところが違うのかというのを簡単に説明いたしますと、まず構成ですね、構成の面で第一次、第二次行動計画というのは、この2000年の安保理決議1325号の柱に沿って構成されているんです。その柱というのが参画、予防、保護、人道復興支援。この四つの柱になるんですが個別の取組がその柱の複数に関わっていたりとか、そういうこともありまして、ちょっとわかりづらいというご意見もいただきましたので、むしろその具体的な取組をベースに柱を立てて再構成した方がわかりやすいんじゃないかということで、今回、第三次行動計画ではそのような構成になっております。

それからまた、内容に関してですが、第二次行動計画までは詳細な具体策ですとか指標というのが取組のところに書かれていたんですが、指標が細かすぎて、実際の行動がそれに縛られてしまうというようなご意見もいただきましたので、第三次行動計画ではもう少し柔軟性を持たせまして、幅広い活動ができるようにということで文言や指標などを調整いたしました。

それから、第三次行動計画のもう一つの特徴というか、取組といたしまして、実施主体ですね、行動計画を実施、実際に実施する国内の関係官庁の組織としての対応能力の強化、これについても、よりしっかりと明記したという点がございます。

では、続きまして、このように行動計画に基づいて、WPSにしっかり取り組んできたところではあるんですが、最近どのようにWPSに取り組んでいるかという部分についてご説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど申し上げたとおり、上川大臣は、外務大臣に就任する前からWPS議連を立ち上げて、取り組んでいらっしゃる場所ではあるんですが、大臣就任後も日本外交の優先事項として明示的に打ち出して現在、取り組んでいるところでございます。

具体的に言いますと、まずWPSの重要性を内外で発信する必要があるということで、就任直後の9月には、国連総会ハイレベルウィーク中にWPSフォーカルポイントネットワーク、これはですね、WPSに関する好事例ですとか知見を共有するためのネットワークなんですが、このフォーカルポイントネットワークのハイレベル会合で、日本の外務大臣としては初めて出席して日本の取組ですとか、WPSの重要性についてスピーチを行って発信いたしました。それからその後もバイ会談ですとかマルチの会談、あらゆる機会に積極的にWPSの重要性について発信しています。

それから冒頭でも申し上げましたとおり、1月末には上川大臣の下で省内横断的な連携を目的として、WPSのタスクフォースを設置いたしました。このタスクフォースを構成するのは、具体的にWPSを担当しているところだけではなく、二国間を担当する地域局ですとか、国連・地域協力などのマルチ外交を担当している課室、それから、支援の視点から支えるODA関係課室、広報を担当する組織などもこのタスクフォースに入っています。省内横断

的に皆で連携して強力に WPS を推進していくということで、このようなタスクフォースを設置しております。

まだ 1 月に設置したところではございますが、これまでに外部有識者の方のヒアリングを行いまして、全体的に知見を増やしつつ、関係省庁の方々もこのヒアリングなどにもご参加いただいていますし、関係省庁との連携もより一層強化していく、そういう考えでございます。

それから、さらに別の取組といたしまして、1 月に上川大臣は、ポーランド、それからウクライナを訪問したんですが、その際には、女性や子ども、支援者の方々から現地のニーズを聴取したりですとか、紛争の中で苦しんでいる女性、その子供たちの不安の声というのを、実際の WPS に関する取組に生かしていくという、そういった取組をしております。具体的には 2 月 19 日に日・ウクライナ経済復興推進会議が開催されたんですが、その際に WPS セッションを主催いたしまして、復興に女性、子供の視点を組み込むにはどうしたらいいのかという観点から、ウクライナ政府、企業、市民社会の、現場で活躍するの方々にもご参加いただきまして、議論を実施したところでございます。

それからまた WPS+イノベーションという取組も実施しておりまして、上川大臣が海外に出張する機会なども活用いたしまして、各国の女性リーダーですとか、国際機関の代表者、それ以外にも、必ずしも安全保障の分野の方々だけではなくて、経済界ですとか、色々な分野のリーダーの方なども WPS というテーマで意見交換をしまして、WPS にイノベーションを起こすという意味も込めて WPS+イノベーションというタイトルをつけています。この 2000 年の安保理決議 1325 号から、約 25 年が過ぎようとしている中、WPS の取組をさらなる、次の次元に引き上げる必要があると、そういう思いで、こういった WPS+イノベーションという取組も行っております。

こういった意見交換などを通じて得られた知見、これも生かして今後、力強く WPS を推進していきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

●大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。引き続き、援助の切り口の話として、国際協力局政策課の五十嵐首席からお話をいただきます。よろしく願いいたします。

●五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

皆さん、ありがとうございます。国際協力局政策課の首席事務官をしております五十嵐と申します。このたびはお時間をいただきありがとうございます。こちらから WPS について今回、議題として取り上げさせていただいて、今、清原首席の方からご説明させていただいた通り、外務省として本当に非常にこのテーマに関しては力を入れて、省を挙げて取り組んでいるところでございます。

いま、清原首席から大まかな考え方について説明をいただいたと思うんですけども、私の方からぜひ今回、伺えればと思いますのは、皆様が NGO の現場の中でやっていく中で、どういった形で WPS の実現と言いますか、そこの強化に取り組んでいるか、私も勉強不足ながら、N 連ですとか JPF ですとか、そういったところでのその事業を見させていただいて、事業概要の中、あくまでもその紙の上ではございますけれども、そこですとか、様々な報告書ですとか見させていただいて、本当に様々な形での取り組みが行われていると認識しているところでございます。

例えば、JPF でしたら、やはり緊急対応のところでの女性の視点、あるいはその脆弱な立場に置かれた人たちに対するその配慮の視点、ジェンダーベイスト・バイオレンスですとか、そういったところに対してのきちんとした手当てをやっていきながら、人道支援をやっていく。

あるいは N 連ですと、NGO が強みとして持ってらっしゃる、長期的な、地域やコミュニティベースでの関わりっていうものをきちんと根付いた形でやることによってですね、その長期的な行動変容ですとか、どういうふうな形で意識的なものも変えていくことができるのか。そこは単に、一時的なそのプロジェクトだけではなくて、長期的にやるからこそ見えてくるもの、そういったところがあるのではないかと、推察しておりますが、やはり、皆さんの口から、実際どういうところに強みがあるですとか、我々としては本当にここについてきちんと、例えば他の国のいわゆる NGO の、大きなところすとか、そういったところとは違う形で、実は、非常にいい形での結果を残しているんだといった点についてご意見を伺えると、今後の WPS の主流化を考えていくときにも参考にさせていただけるかと思しますので、ぜひ積極的にご意見をいただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

●大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。外務省からの報告は以上になります。NGO の方からご意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

ありがとうございました。それでは、NGO 側の参加者の皆さんからご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。お願いします。

○若林（THINK Lobby 所長／国際協力 NGO センター理事）

ありがとうございます。ご説明ありがとうございます。私もまだあの勉強不足でよく実態がわからないんですけど、概念的なことは非常によくわかりまして、その必要性のニーズはわかるんですけど、外務省として、WPS の視点を取り入れて具体的な事例を挙げただけは可能でしょうか。だから WPS を入れると違いがあるんだっていう、外務省さ

んが考えてる、WPS の具体的イメージを事例を挙げて、だから、こういうことをやるべきじゃないかっていうところがわかるようにご説明いただくことは可能でしょうか。

まずはそのご説明を受けた上でですね、こちらでも多分発言される人も多いと思いますので、まずそこについてお伺いできればなと思ってます。

●大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。具体的事例ということではいかがでしょうか。五十嵐首席、お願いいたします。

●五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

おそらく最新の事例でしたら、清原首席事務官からのご説明があるかもしれませんが、私のイメージではこれまで、ジェンダーですとか、女性の視点をきちんと生かした形での ODA ということで、私も ODA に関して関わらせていただいている中で、イメージとして強くありますのは、インドネシアでの災害の復興の中での計画作りにおいて、女性がきちんとそのチームの中に入って行って、結局そのいざ災害が起こったときにどういう被害が起こるか、普段のその生活がどういうふうに脅かされて、その中でどういった支援が必要になってくるか。こういったところに関して、やっぱりどうしても男性のみの視点ではなかなか見えない部分というようなものがあって、女性、あるいは子どもを持つ親の視点からした場合に、実は行動計画ですとか、防災計画のところにより多様性といった他の見方と言いますか、そういったところが与えられるっていうところを事例として見させていただいたのが非常に私は印象に残っております。あるいは、若干、紛争といった、難しい状況にある地域ですね。私が記憶しているのは、たしか南スーダンだったかと思えますけれども NGO というよりは国際機関のお話ではあったんですが、NGO とも連携しながらやっていたようなお話で、女性の生計の支援と言いますか、その中できちんとした、いわゆる生計支援を全般的にやっていくことは大事なんですけれども、その中で女性に対してそこに焦点を置いて、特に力を入れることで、実は組織としても、広がりとしても結構、他よりもある程度、継続性という点について、うまくいくその割合が強かったですとか、そういったところを目にする機会というのがいくつかございました。

なかなかご質問に対して直接お答えしているものにはならないかもしれないですけども、私としてイメージとして持っているのはそういったところで、そこを特に NGO のその視点から、実はそれだけではなくて、別にこういったものがあるという話があれば、ぜひお伺いできればなというところでございます。

清原首席事務官からはございますでしょうか。

●清原（外務省 総合外交政策局 女性参画推進室 首席事務官）

そうですね。WPS の意義と言いますか、女性は人口の半分を占めているわけですから、

今まで反映されてこなかったとすれば、その残りの人口半分の視点をやはり活かすべきだと。女性以外にも、これまでそういった復興支援だとか、紛争予防に関してこれまで入っていなかった視点を入れていけば、よりインクルーシブで持続可能な平和が実現可能になると、そういう考え方なんだと思います。

具体的な例ということですが、そういった例えば紛争ですとか災害でもそうなんですけれど、男性に対する影響と女性に対する影響は、異なるというふうに言われています。今回のウクライナなどでも、避難民に占める女性・女児の割合というのは非常に高いということで、そういったニーズも異なると思うんです。

ですので、WPS というのはそういった、女性・女児の緊急のニーズに応えつつ、その保護をしつつも、女性自らが指導的立場に立って、そういった復興、それから紛争予防に参画していくという、そういう考え方でございますので、それを実現するような支援が WPS の視点を入れた支援と言えます。具体的に言いますと、そういったニーズに応える保護、生活維持のための訓練ですとか、雇用支援ですね。そういった支援もやっていると思いますし、女性のニーズに応える支援という意味では、質の高い、例えば妊産婦ケアですとか、性と生殖に関する健康サービスの提供、こういったものも WPS の（視点を入れた支援の）良い例かと思います。また、長い目で見てですね、将来的にその国の復興を担っていく、そういったリーダーたちを育てていくという意味で、児童への教育ですとか、そういった支援というのも WPS の（視点を入れた支援の）良い例として挙げられるのではないかと思います。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

はい、ありがとうございました。次、お願いします。

○三輪（関西 NGO 協議会 代表理事）

ありがとうございます。関西 NGO 協議会の三輪敦子と申します。今日はこのような貴重な場を関西で設けていただいて大変ありがとうございます。

まず最初に、WPS の課題に対して上川大臣が非常に力強いイニシアティブを発揮されていることを心から歓迎したいと思います。

私は 2015 年の第一回の NAP の策定の際に、少人数グループのメンバーとして関わりました。それから第三回を迎える NAP として発展してきている。そのことは非常に喜ばしいことだと思っているところですが、それをぐっと後押しするために、今回上川大臣が非常に力強いイニシアティブを発揮されていることを心より歓迎したいと思います。女性の大臣の価値というのもここで発揮されているように感じています。その上で、今回の第三次行動計画に関し、策定プロセス等に関して、三点ほど申し上げたいと思います。

今日の会に先立ちまして、第三次行動計画の概要を私たちにお配りいただいていると思います。それを拝見し、性的およびジェンダーに基づく暴力への対応と防止についてきちんと言及されているのは非常に重要なことだと思っています。ただ、一点残念だなと思ってお

りますのは、被害者、サバイバー支援ということは明記されているんですけども、加害者に対する視点というのが示されていないように思っています。1325号に始まる一連の安保理決議の中で非常に重要視されているのは不処罰の根絶ということです。ジェンダーに基づく女性に対する暴力は絶対に許してはいけない、ゼロ・トレランスという発想で立ち向かわないといけないということが、1325号採択後、20年以上にわたり何度も確認されてきています。そうは言っても、それがなかなか実現に向かっていないという非常に厳しい現状はあり、加害者をどの法的管轄権で裁くのかといった国際法に関係する課題も存在していますが、それらの課題はあるとしても、不処罰の根絶については、WPSの最も重要なポイントだと思います。ぜひとも第三次行動計画では、明確かつ強力で打ち出していきたいと思えます。1325号決議が採択された背景には、PKO部隊による性的暴力の蔓延という非常に由々しき事態もありました。そのことを踏まえてゼロ・トレランスという発想が生まれています。今では年齢に関係なくPKO部隊が駐留国の誰かと性的関係を持つことは、ゼロ・トレランス、まったく許されないという方向性が生まれています。性的関係に影響を与える力関係、権力関係を踏まえた理解が背景にあります。

二点目ですが、昨年6月にモンゴルで開催された国連のDPPA、Department of Political and Peacebuilding Affairsという部署が開催した、北東アジアにおける平和構築に関する「ウランバートル・ダイアログ」というプロセスの一環として開催されたWPSに関するワークショップに参加する機会がございました。様々な国連機関の方も出席されていらっしゃったんですけども、行動計画に関しては日本の政府関係者とのダイアログに参加された経験もあるUN Womenの方が、日本のWPS NAPは防災分野の比重が大きいという指摘をされておられました。防災について取り上げることは、第一回のNAP策定のプロセスで少人数グループと外務省の担当課の皆さんと合意しつつ取られた方向です。日本における防災に関連したジェンダー課題へのアプローチがWPSのNAPに活かされる部分は多々あると思えますが、WPSが武力紛争に関するジェンダー課題を何とかしなければいけないという課題認識に基づいて生まれた概念だということも、しっかりと押さえておくべきではないかと思えます。

三点目としましては、2015年の第一回のNAP策定の際には、非常に丁寧なコンサルテーションのプロセスが取られました。地方開催コンサルテーションに関しては、北海道と京都と沖縄あるいは九州、これは外務省のウェブサイトから出てくると思いますが、複数の場所で市民とのコンサルテーションが実施されました。そのようなプロセスを通じて、多様性と包摂性を担保して議論を尽くすということに労力が割かれていたと思えます。先ほどご紹介がありましたように、昨年二回にわたってコンサルテーションが実施されたのですが、参加者からたくさんの質問が出たにもかかわらず、残念ながら時間切れということになって、十分に議論が尽くせたかどうかというと、残念だったという感想が後で聞かれる場になっておりました。これではちょっともったいないと思えます。今後、四回、五回とNAPは発展していくと思えますが、ぜひ、多様性と包摂性を担保したプロセスを確保していただき

たいと思っております。

女性に対する暴力、あるいは性的暴力のカルチャーは国内においてもまだまだ課題が多いことも言うまでもないことです。これらがひいては WPS に関連する課題につながっていくという問題もあります。いわゆるヘイトスピーチ、偏見や固定観念に基づく発言は、最初は地域レベルの発言かもしれませんが、それが放置されると組織的なヘイトクライム、そして場合によってはジェノサイドと表現できる大規模な民族間の争いにつながっていったら、女性に対する性的暴力の被害を受けるといった事例が発生しています。武力行使の一環として女性に対する性的暴力が使われているという実態がございます。そういった課題にアプローチするためにも、ぜひ、女性に対する暴力、中でも性的暴力のカルチャーを根絶するというのも、WPS の NAP ではさらに検討し、また、取り組んでいただきたいと思っております。私からは以上です。

●清原（外務省 総合外交政策局 女性参画推進室 首席事務官）

貴重なご意見、どうもありがとうございます。また、第一次行動計画の策定のときからご協力いただいているということをご心よりお礼申し上げます。いただいた貴重なご意見は、ぜひ今後行動計画を実施する上で、それから今後の第四次行動計画を策定する際にも、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

その上で、最初におっしゃっていた不処罰の根絶についてだけちょっとご説明させていただきたいと思うんですが、第三次行動計画そのものも事前にお配りしていたかと思うんですが「II 性的暴力及びジェンダーに基づく暴力の防止と対応」の基本方針のところにも、不処罰の文化こそ、性的暴力を蔓延させる一つの大きな原因であると明記しておりまして、実際の「具体的な取組」の(2)のところでも、「加害者不処罰の文化の終焉に資する支援」等を行っていくということをご明記いたしております。しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○三輪（関西 NGO 協議会 代表理事）

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

ありがとうございます。他にご質問、ご意見等いかがでしょうか。オンラインでご参加の方は挙手機能をご利用ください。

はい、よろしいでしょうか。時間はあと 1 分ぐらいです。一つぐらいは大丈夫です。はい。では、特にご質問、ご意見とかないようですので、一つ目の議題は以上とさせていただきます。

清原首席事務官、五十嵐首席事務官、どうもありがとうございました。

●清原（外務省 総合外交政策局 女性参画推進室 首席事務官）

どうもありがとうございました。

●五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

ありがとうございました。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

では続きまして、二つ目の議題に入りたいと思います。二つ目は、ひろしま NPO センターの松原さんから「G7 広島サミットにおける市民社会の活動報告と市民社会の継続的な協議の申し入れ」について、まずご説明いただいて、そのあと質問、ディスカッションに入りたいと思います。では松原さん、よろしくお願いします。

(2) G7 広島サミットにおける市民社会の活動報告と市民社会の継続的な協議の申し入れ

○松原裕樹（ひろしま NPO センター 事務局長）

ありがとうございます。ひろしま NPO センターの松原と申します。どうぞよろしく願いいたします。まず前半画面共有して、議題について説明させていただきます。画面共有しますが、少々お待ちください。

私の方から「G7 広島サミットにおける市民社会の活動報告と市民社会との継続的な協議の申し入れ」という議題でお話しさせていただきます。本日まで出席の日下部審議官はじめ外務省の関係部局の皆様には、昨年の G7 広島サミットに関して、多大にご支援ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

本日、この議題について論点を二つ用意しております。一つ目は、もうご存知の通りかもしれないですけども、昨年、G7 広島サミットに向けた市民社会の活動として、全国の NPO、NGO で G7 市民社会コアリション 2023 という組織を立ち上げ活動してまいりました。今日のご報告とその後継活動に向けて、報告させていただきたいというところです。

その先として、論点二つ目ですね、日本での開催が終わって今年イタリアでございます。次はまた順調に行けば、2030 年に G7 の日本の開催というところもあるんですけども、これまでの経緯や、今回の実績も踏まえて、市民社会の方ではですね、また 7 年後ということではなくて、今年からですね、1 年 1 年ちょっと活動継続して積み上げていこうと考えておりますので、そこにあたっては、やはり外務省の皆様とですね、対話協議する機会をですね、特に G7 を担当されているシェルバの方々であったり、そういった機会をぜひ設けていただきたいので、どのような方法でそれが実現可能かというところを本日お話できれば幸いです。

ここからの説明ですね、すでにご存知の方も多いかと思いますので、ちょっと手短に進めたいと思います。昨年の G7 サミットに関しては、対話するエンゲージメントグループということで、私たちは市民社会ということでシビルセブンを運営してまいりました。また、去

年特徴としてはですね、プライドセブンとかで新しいグループも発足しております。シビルセブンもですね、7カ国だけではなく、グローバルサウスの国々も含めて、世界の市民社会の組織として運営しております。

今回、G7広島サミットの開催によって、日本でこの初めてシビルセブンの運営というものに携わるということになったので、先ほどお話しした G7 市民社会コアリションというネットワーク組織を立ち上げ、私も共同代表を務めさせていただきましたけど、今日ご出席の方々、NGO の皆様と一緒にこういう活動を行ってまいりました。また C7 のなかでは、先ほど話しているように、7カ国だけではない国々の方々と運営委員会を組織したりとか。一昨年のドイツのサミットから 5 つの社会課題テーマを引き継ぎ、また今回、広島サミットということで、核兵器廃絶の新しいワーキンググループを立ち上げ、この 6 つのテーマのワーキンググループと政策提言を行うということで、72カ国ですね、そのうち 54カ国はグローバルサウスということで、700名以上の方々に参加していただき、この政策提言書を作成し、昨年の 4 月に外務省の皆様にもご協力いただいて、首相官邸で岸田総理に手交させていただきましたという流れになります。またこちらもご協力いただきました 4 月の C7 サミットですね。今回また特徴的だったのが、全国で行われた閣僚会合に関しても、全国各地の NGO 等がイベントを開くなど様々な活動を展開してまいりました。一覧で設けていますので、お時間あるとき眺めていただけたらと思います。

そして、私は広島でこの NPO センターという NGO、NPO の中間支援組織をやっているということもあるので、広島でも日下部審議官にお越しいただきました「みんなの市民サミット」というのを開催させていただきました。こちら、広島メンバーだけではなくて、日本全国のメンバーの方々と一緒に実行委員会を組織して、2 日間で延べ 700 名を超える方々と、G7 の主要議題だけではなくて、グローバル、グローカルに通じる社会課題の学び合いを行ったというところになります。大人だけではなくて高校生とかアーティストとか、幅広くできたのが良かったんじゃないかという感想もいただきました。

また 5 月の首脳会合開催時には、こちらにも本当に多分にご協力いただきまして、国際メディアセンターの隣に NGO スペースを設けていただいて、こちらで多くの記者会見やイベント、アクション等を行わせていただきました。

G7 サミット首脳会合において、首脳コミュニケが発表されまして、そこに対しても、各ワーキンググループを担当したコーディネーターや共同代表から少し市民社会から見た評価ということで、ここに書かせていただいているんですけども、やはりちょっと私たちが提言したところと少し乖離した部分もあるので、晴れと雨どちらがいいというわけではないんですけど、どちらかというところとちょっとまだ雨降り模様というところで、市民社会から見るとまだ晴れやかな兆しが見えないというところで少し辛口の評価もさせていただきます。

また、その後、コアリションの方も 12 月に、最後の総会とオープンフォーラムということで成果報告を広く行う場であったり、報告書というのを作成したところです。

そういった関係で、今回、過去の洞爺湖・伊勢志摩から広島に続いて、やはり継承してきたおかげで、こういう活動ができたというところで、根幹に外務省のご協力があったからこそ、一昨年からですね、実務シェルパとの対話であったり、民連室の皆様本当に御力添えいただけたかなと思います。また、今回日本開催ということで、他のエンゲージメントグループとの連携であったり、全国各地の市民社会組織との連携といったものが進んだと思います。

ただ一方で課題としては、外務省の皆様にご協力いただいて、いろいろ対応や協議の機会を設けようとしたところはあったんですけど、なかなか今回の G7 サミットも 5 月開催という、日本からすると年度初めで、年度末か年始めのバタバタする時期で、準備期間も短かったというのもあるので、なかなかお互いこうスムーズな対話や協議といったところも満足するというところにもまだ至ってなかったかなと、少し課題が残ったかなと思っております。

また今後も、市民社会としての成長といったものも、やはりまだ多くの課題を抱えておりますし、最初に申し上げた通り、コアリションを閉めるといった段階で、7 年後に向けて毎年、地道に活動を積み上げていく。そのプロセスの中で、しっかり外務省、実務シェルパの方々と対話、連携を築いていきたいということが一番の大きな課題と感じております。

少し余談ですけど、G7 サミットに限らず、本日の議題でもたくさん用意されているように、各分野の国際会合等もありますし、昨年は 9 月にニューヨークの国連で、SDGs サミットもありました。私も、このような関係から渡米させていただいたんですけども、やはりこういう活動があったからこそ、分野横断的に市民社会もつながり、それが国際的にも貢献できて、というところで、政府や市民が望んでいく社会を作っていくためのスクラムが組めたり、ノウハウ、知識が積み上がっていく大きな好機につながる機会になったのが、昨年の G7 広島サミットだったと感じております。また、こういったものを積み上げていく先に、各個別分野の課題解決であったり、全体的に官民の相互の連携というものも、よりスムーズになっていくかなと思いますので、最初に申し上げた通り、このような活動報告、成果課題から引き続き、シェルパや外務省の各関係部署の皆様と対話、協議の機会を継続的に持たせていただきたいと思っております。

実はコアリションの総会が終わった後に、民連室を通じて、こういったご報告やお礼の挨拶と、また今年の G7、イタリアの方でももうすでに C7 イタリアが動き出しておりますので、対話の機会を民連室を通じて打診させていただいているところです。ただ、双方の日程が合わずに延びているというところではありますけれども、まずはそこを皮切りに、新年度からこのような機会を模索していただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。ご清聴ありがとうございます。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

松原さん、どうもありがとうございます。それでは外務省からの応答ということでお願

いします。

●柴田（外務省 経済局 政策課 首席事務官）

はい、よろしいですか。経済局政策課の柴田と申します。お世話になっております。本日はどうもありがとうございます。

広島サミットを昨年やっていた時は、私自身の話をすると、私は国際協力局の政策課にいてまさに ODA をやる部局の方で、民連室と一緒にあって、C7 のことを考えると、あるいは ODA 部局の人間として、この広島サミットへの貢献の中で、首脳の説明の中にどういうふうにこの開発協力を位置付けるのか、この ODA というものをどういうふうにしっかりと拡充していくような方向性が盛り込めるのかとか、これぐらいのこの 3 月末から 4 月の頃に最終調整をしていたというのを、今のお話を聞いて思い出しました。去年の夏から、その ODA の担当部局を卒業して、今度は経済局の方で G7、G20 というようなサミットの会合を担当する部局に来ました。

けれども、引き続き、こういう場所に呼んでいただいて、市民社会の皆様と意見交換をさせていただくというような機会に恵まれているということは、毎回言っていますけれども、お役所の人間はいつもその 2 年ごととかにですね、皆さんと比べてすぐに担当が変わってしまうというようなところで、一貫性であるとか、これまでの長い経緯の把握というところが、どうしても皆さんとこう一緒に意見交換をする時に物足りないと感じられてしまうこともあるかもしれません。けれども、逆にそのいろいろな部局でどこに行っても、こういうふうに市民社会の皆さんとその時々仕事を一緒に進めていく上で、話をする時間が与えられているというのは、我々にとって大きなアセットなんだろうというふうに思いますので、私自身、新しい部署ではありますけれども、引き続きこういう機会に、少しでも多く顔を出させていただければというふうに思っています。

エンゲージグループ、このコミュニケーションというのは、新しい部署に来て、引き続きその重要性というのは変わりませんし、昨年、おっしゃられた通り、C7 から広島サミットに向けての提言をいただきまして、非常に幅広い分野をカバーしていただきました。環境、経済、保健、人道、人権、そして核兵器の廃絶というところ、具体的な提言を含むものを総理にも手交していただいて、かつ次の日本が開催する G7 サミットを見据えた建設的なご意見をいただいております。

今年の議長国イタリアの下でのこのサミットプロセスというのも始まっておりまして、6 月の中旬に予定されている首脳会合に向けて、まさにこれから最後の調整がハイレベルで進んでいくところですが、こういう中ですね、その C7 との対話の機会に対するご要望をいただいておりますので、なかなかその日程調整がまだうまく進んでおらず恐縮ですが、関係者のなかでご要望をいただいておりますので、次回の開催となる 2030 年を見据えてということと、それを待たずにですね、イタリア議長下の中でも引き続き C7 としたの活動を進めていかれるということですので、そういったもの踏まえながらですね、関係

者の中で検討させていただければというふうに思っております。引き続きよろしく願いいたします。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

ありがとうございました。松原さんから、今のご回答について何かありますでしょうか？

○松原裕樹（ひろしま NPO センター 事務局長）

柴田さん、ご回答ありがとうございました。はい、ぜひ具体的な協議の場というものを、引き続き調整させていただければと思います。

また本日ですね、C7 イタリアの運営委員ということで、この活動から引き継いで JANIC の堀内さんが運営委員を務めていただいて、すでにその活動を始めて、先日 3 月 15 日にも C7 イタリアの情報交換会で、C7 イタリアのワーキンググループに参加している方々であったり、昨年の活動に参加いただいた方、市民社会の方々と一緒に情報交換始めて、2030 年に向けた、または今年のイタリアサミットに向けた後継活動がまたすでに出来上がっておりますので、少し堀内さんからも何か情報提供やご意見ありますでしょうか。

○堀内（国際協力 NGO センター シニア・アドボカシー・オフィサー）

よろしいでしょうか。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

はい、お願いします。

○堀内（国際協力 NGO センター シニア・アドボカシー・オフィサー）

国際協力 NGO センター (JANIC) の堀内と申します。今ご紹介いただいた通り、私、今年 2024 年の C7 運営委員として、日本の市民社会から参加をしております。1 月から C7 運営委員会として、様々な会合に出席しているんですけども、今年の C7 サミットは 5 月の 14 日、15 日に、イタリアのローマで開催されます。現在 C7 のワーキンググループでは、この C7 サミットで政策提言書を発表すべく、最後の調整を行っているというタイミングです。今年は、G7 の主要議題に食料安全保障や AI の規制に関するものも盛り込まれ、平和や中東情勢、人の移動や移住といったことも議題になりますので、そういった新しい課題、G7 が取り組もうとしている課題についても C7 として提言をしようということで、新たなワーキンググループも設置されております。ですので、昨年の日本での C7 の活動を引き継いで、今年はイタリアの市民社会が中心となって、より幅広い議題に関する提言を今準備しているというところです。

この観点から申し上げますと、5 月 14、15 日というのは、G7 首脳会合の約 1 カ月前なんです。この時期に C7 としての提言書を、イタリア政府を中心に G7 側に渡すというこ

とは、昨年と同じようなプロセスなんですけれども、5月までの間に、先ほど申し上げた通り C7 運営委員会を開催しております。そこで、私が海外の NGO から聞きますのは、すでにシェルパと市民社会の間での対話はいくつか開催されているということです。これは一つはやはり議長国であるイタリアの市民社会もそうなんですけども、例えばアメリカですとか、ドイツ、そしてカナダ、またイギリスの市民社会、C7 関係者も、それぞれの政府のシェルパチームと意見交換や対話をしており、そこでもインプットをしたりとか提言を行っているということでもあります。ぜひですね、5月の C7 サミットの前に、日本でもそのような対話を実現できればなというふうに考えておりますので、先ほど柴田さんからご提案いただいた通り、ぜひ日程調整の上で日本の市民社会もこのシェルパとの対話、そして 2030 年に向けて毎年のように定期的に意見交換ができればというふうに考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。以上です。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

はい、ありがとうございます。では、参加者の方から若林さんお願いします。

○若林（THINK Lobby 所長／国際協力 NGO センター理事）

はい、コーディネーターで JANIC の若林です。私からもまず御礼ということですね、G7、C7 開催時には皆様大変お世話になりました。本当にあつく御礼を申し上げたいと思います。外務省さんの支援なくしては、C7 サミットもあのような形ではできなかったというふうに思っております。

その上で、G7 開催時だけではなく、実証的な意見交換が重要だということは言うまでもありませんし、あえて言えば G7 以外にも G20、COP、さまざまな議論のフレームワークがありますので、日常的にこういう市民社会との政策対話を、ぜひ実行していただきたいなというふうに思っているところであります。

そういう意味ではシェルパの方もお忙しいと思いますが、今週申し入れて来週アポを取ってほしいと言ってるわけではなくて、もう 1 月からずっとお願いしているわけですから、はっきり言えば、私は優先順位の問題だというふうに思いますし、それがやはり市民社会をどう位置づけられているかという一つの証左には私はなると思いますので、ぜひ 5 月に向けて、ぜひ 1 日も早い面談、意見交換の場を設けていただきたいなということを私の立場からもお願い申し上げたいと思います。以上です。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

ありがとうございます。他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。柴田首席事務官から、今の若林さんからのご意見について何かございましたらお願いします。なければ、次の議題に移りたいと思います。いかがでしょうか。

●柴田（外務省 経済局 政策課 首席事務官）

ありがとうございます。いただいているご要望を承っておりますので、引き続き日程の方は調整をさせていただきたいと思っておりますし、いろいろなレベルでですね、私のような担当を含めですね、日々コミュニケーション取っていくことが、G7、G20に限らず、COPであれ日々の ODA 政策であれ、外務省と市民社会の間でチャンネルの数を増やして回数増やす、そういうご趣旨だと思いますので、これは全体でしっかりやっていくべき話なんだろうと。引き続きよろしく願いいたします。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

ありがとうございました。それでは時間になりましたので、二つ目の議題は以上させていただきます。松原さん、柴田首席事務官どうもありがとうございました。

○松原裕樹（ひろしま NPO センター 事務局長）

ありがとうございました。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

次の議題に移りたいと思います。次の議題は、無償資金協力資金の返納問題と予算執行管理について ODA 政策協議会 NGO コーディネーター一同からの提案になります。こちらはコーディネーターを代表して、若林さんからお願いします。

(3) 無償資金協力資金の返納問題と予算・執行管理

○若林（THINK Lobby 所長／国際協力 NGO センター理事）

では、私の方からご説明をさせていただきたいと思っております。今ちょっと画面の共有ができなくてですね、申し訳ないんですけど、口頭で申し上げたいと思っております。もし余裕があったらお願いします。

これはですね、無償資金協力資金の返納問題と予算の執行管理ということで、ODA 一般会計予算が 97 年をピークにずっと下がり続けてるんですね。その時と今は二分の一なんです。そういう意味で、2024 年度も残念ながら 23 年度より下がってるというのが今、途中段階ですけど、衆議院を通過した法案にそれが乗っかってるということでありますので、極めて私は憂慮する事態だと思っております。

その上でなんですけれども、一つの矛盾的に見える事象が起きている。それは一つは JICA が管理する ODA の無償資金協力資金に関してです。使い切れずに国庫に返納してるっていうことが今発生しておりますし、その滞留資金ですね。非常に増えているんです。つまり ODA 予算が下がってるにもかかわらず、使い切れずに返してるという事象が起きているわけですね。一方では JICA の資金ショート問題が 2017 年度に起きましたけれども、予算の使

い過ぎによってですね、新規案件ができない、中断というところが2017年度に起きておりますので、そこで予算執行管理室を作って改善されていると思いますけれど、そういう状態が起きているということですね。

ODA 予算が下がっているけれども、使い切れず返納してる。一方使いすぎて、大事な新規案件が募集できないっていう状態がありますと、これはやっぱり、国民から見れば、どういことになっているのかと。予算が減っているにもかかわらず余ってるじゃないかっていことになりかねないので、やはり改めてですね、この予算執行管理に関する説明責任を果たす意味で、こういう場でしっかり説明していただきたいと思っております。

私自身は、JICA の交付金と無償資金協力の枠組みの違いはわかってはいます。けれど一般の方にはわからないんですよ。なんでこんなことが起きているのかと。ですから、こういう場を通じてですね、しっかり説明していただくことによって、こういう需要があるんだということをしつかり説明していただきたいということと合わせて、2024 年度の一般会計予算の内訳等について現時点でわかることについてご説明していただきたいなと思っております。

我々は外務省さんの N 連を始め、いろんな形でご支援をいただいているんですけど、なかなかそれが伸びない。伸びない中でですね、一方では、返納しているっていうことが起きているという問題意識もありますので、ぜひこの機会にですね、その辺を全体の仕組みを含めて、来年の予算の仕組み、予算の現状についても、ご説明いただきたいと思っております。以上です。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

若林さん、どうもありがとうございます。外務省からの応答は、多田国際協力局開発協力総括課首席事務官と、五十嵐国際協力局政策課首席事務官からお答えいただくことになっております。よろしく申し上げます。

●大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。では最初の質問については、五十嵐国際協力局政策課首席事務官からお願いいたします。

●五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

最初の質問で私の方から、基本的には、予算の全体像の中で、言ってみれば、どうしてこういうことが起るのかということに関してのご説明の部分ということでよろしいでしょうか。念のため確認ですが。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

はい、それで大丈夫です。

●五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

ありがとうございます。いわゆる、最初に挙げられておりました、その資金ショート問題と言われるもの。こちらは JICA 運営費交付金予算に関するものでして、2017 年のその段階で、実は私、こちらの国際協力局政策課にいた時に、まさにこの問題が起こっていた状態なんですけれども。その際に、実際起こったものとしては、基本的には、JICA の方での資金の管理の中で若干、言ってみれば資金の上振れという契約状態であり、思った以上にその執行が多くなってしまった。その部分に関して予測というものが、必ずしもできていなかったことが原因であったという点について、これは基本的に JICA の運営費交付金であり、独立行政法人としての JICA が責任を持って管理すべきところなんですけれども、その中で資金の管理の問題であったというふうに認識しております。こちらに関しましては、かなり中でも有識者による見直しのための議論ですとか、そういったものも行いまして、資金の執行管理に関してのきちんとした組織を作り、また中でのシステムですとか、そういったものも整備をして、対応をしてきているという性質のものになります。

その意味では、運営費交付金の予算のところのお話であって、今、その逆に、その余ってしまっているというふうに言われているのは支払い前資金として全く別の問題であります。こちらに関しましては、無償資金協力の予算の話になっておりまして、予算としては、性質としては別の予算にはなります。無償資金協力の中での、JICA が管理を行う部分に関して、無償資金協力予算の一部を支払い前資金という形で JICA にお渡しした上で、そこから様々な契約等を経て、事業完了後にきちんと業者に対して支払うまで、基本的には JICA の中で管理をされるんですけれども、様々な理由で事業が完了せず、業者に支払える段階にどうしてもならなかった問題というところが大きかった。ここに関しましては、どうしても新型コロナウイルスの問題ですとか、あるいはそれも含めた国際的な政治不安に伴っての、通常のように事業が進まないというような状態が進んでいたこともありまして、それに対してどうしても、通常通りの執行というのはなかなかできなかったというところの状況が一番大きいかなとは思いますが。

とはいえ、常日頃からのその資金管理ですとか進捗管理っていうものには力を入れた上でやってきているものでして、性質として、国民の皆様からすると、なんでこんなことが起こり得るんだという風に見えるかもしれませんが、性質としては、そういうような形で対象となる予算も異なり、また原因としても若干異なってくるものになっております。私の方からは全体像のところにつきまして、説明をさせていただいたところで、多田首席から補足等あればお願いいたします。

●多田（外務省 国際協力局 開発協力総括課 首席事務官）

開発協力総括課の多田と申します。よろしくお願ひいたします。五十嵐首席から概ね説明いただいたので、補足はあまりないんですけれども、無償資金協力の予算に関して、簡単に

補足させていただくと、まず JICA 法第 35 条に基づいて執行しているものでございまして、基本的には、閣議決定した上で計画に対して交付しているものでございます。その計画が、予定通り完了するとか、中止するであるとかした場合に残余が生じる場合がございます、その残余については JICA 法上、返納することとされており、まさに今回返納したものとというのは、そういう法律に基づく予算執行によるものとお理解いただければと思います。こちらから以上でございます。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

はい、ありがとうございます。若林さん、お願いします。

○若林（THINK Lobby 所長／国際協力 NGO センター理事）

ご説明ありがとうございます。あの無償資金協力の枠組みと JICA 交付金の予算立ては、別に管理されてるので、それぞれ性格が違うから。それぞれの中で今後対応していくということなので、それぞれやってらっしゃると思いますけれど、私は理解できにくいのは、滞留資金がこの 10 年で 3 倍ぐらい増えているんですね。確かに被援助国の政治状況とか、執行能力によって変わってくるのはわかるんですけど、なんでこんなに、3 倍も滞留資金が増えると。2022 年度で 1600 億円ってすごい金額ですよ。滞留しているわけですよ。かつては 10 年前は 300 億、400 億だったんですよ。それが一挙にこうやって増えている。政治事情が変わるっていうのはわかるんですけど、その辺もちょっとわかりやすくご説明していただけないでしょうか。

●多田（外務省 国際協力局 開発協力総括課 首席事務官）

ご質問ありがとうございます。先ほど五十嵐首席から申し上げました通り、基本的に JICA の無償資金協力事業については、案件の進捗に応じて先方政府への支払い等を行っているものでございます。その間に、例えば、その最近の事象でしたら、コロナであったりとか、あるいは政治的混乱、治安の悪化、入札不調といった様々な事態がございまして。そういうものがあると、当初予定していたよりも案件の期間も長くかかってしまうということがございます。そういうものの結果として、支払い前資金が増加してきたというのが現状でございます。その一方で、財務省の財政審等で、縷々ご指摘をいただいております、これを削減すべく鋭意取り組んでいるところでございます。具体的には案件の打ち切り等も含めてやっておりますし、また案件の円滑な実施に向けた取組等を行っているところでございます。これらを通じて、支払い前資金が適正な規模に順次減らしていけるように鋭意努力しているところでございます。

○若林（THINK Lobby 所長／国際協力 NGO センター理事）

ありがとうございます。コロナを引き合いに出されたんですけど、コロナの前から 2008

年から一貫してこうやって上がっているんですよ。一貫して滞留資金が。だからコロナだけの説明じゃない。確かに被援助国を相手に難しさはあるし、一定の滞留資金が発生するのは仕方ないことだと思うのですよね。ただ、あまりにもやっぱり金額、滞留資金が多いということに対する説明が若干ちょっと弱いかなって感じはしています。逆に 2023 年度、今年度も終わるんですけど、滞留資金は発生するのかもしれないのか、そして適正な規模はどのくらいなのかということも、もしお考えがあれば教えていただけないでしょうか。

●多田（外務省 国際協力局 開発協力総括課 首席事務官）

そうですね。単年度で発生するかもしれないかは、申し上げるのがなかなか難しいところではございますけれども、まさにいただいた予算について、支払う前の資金というのはございますので、そういう意味で、23 年度予算についても、一定の支払い前資金というのがあります。

その上で、規模感については、繰り返し述べているように、性格として、事業の進捗を見て支払う結果として発生するものでございますので、もちろん我々としてはスムーズな案件の実施でありますとか、そういうのは重要だと思っております、それを通じて減らしていきたいとは思っております。先ほど説明が弱いとご指摘いただきましたが、いろんな事情によって遅延することはございますので、そういうことに対して、そのそれぞれの事案に対して、適切に対処して、対応していくことが大事だというふうに考えております。

その支払い資金の規模というのは、これらが執行の結果として生じている額ですので、適正な規模かどうかというのはなかなか申し上げにくいところではございますけれども、それぞれの案件について執行を適切に行っていきたいと思っております。

○若林（THINK Lobby 所長／国際協力 NGO センター理事）

まだちょっと若干私の質問に答えられてない感じもするんですけど、概略、わかりましたので、ぜひ、適正な執行は何なのかということの定義の難しさはありますけれども、一貫してこうやって 1650 億円も滞留しているってということ自体は、望ましいことではないと思っておりますので、適正な管理をお願いしたいと思いますし、2024 年度の ODA 予算も一応質問には挙げさせていただいているので、その説明なかったのも、もし簡単にご説明いただければと思います。

●大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

閣議決定された 2024 年度 ODA 一般関係予算と、その内訳ですので、お話しできる範囲でお願いします。

●五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

2024 年度一般会計予算の場合ですと、外務省予算が 4,382 億円で、他省庁もありまして、

全省庁の予算としては5,649億円となっております。公表資料では四捨五入して5,650億円と記載させていただいているかもしれません。

○若林（THINK Lobby 所長／国際協力 NGO センター理事）

ちょっともう少し詳細な説明はあってもおかしくないんですけど、ご準備されていない感じがしたので、結構だと思いますけれど、我々その無償資金協力は、例えば、内数としての NGO 支援の額もそこに含まれてるという状況もありますので、なかなか予算そのものももちろん全体が下がってますけれど、N 連等もなかなか伸びない状況であります。ぜひ、そこに対する配慮というか、拡大といいますか、そういうこともご検討いただければと思いますし、今日はフロアでいろんな方も出席されていますので、何か思いがあれば、ご発言いただければと思っています。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

会場の方から他にご意見等ございましたらお願いします。マイクをこちらにお願いします。

○中嶋（世界の医療団 海外事業プロジェクト・コーディネーター）

この前の連携推進委員会でも出てきた話かもしれませんが、あの N 連の予算が数十億とか 50 億とかあったんですけど、あの新規案件に割り当てられている額がやっぱりちょっと数億とか、4 億とか、5 億とか聞いているんですけども、他は継続案件と思うのですが、もう少し新規案件の枠を増やすか、そのバランスをうまく取るとか、そういうことを考えているようなことはあるのでしょうか。

●松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

ありがとうございます。私の方からご説明いたします。改めまして、民連室の松田です。いつも大変お世話になっております。またご質問ありがとうございます。N 連の予算で新規の案件の枠をもっと広げることができないか、継続案件とのバランスを取れないかというご質問だったかと思います。実は N 連の予算は新規案件がいくら、継続案件がいくらというふうに決まっているわけではありません。予算として、N 連の全体の予算としてついていきます。

ただ現状、特に N 連の場合は、経済社会開発事業に資金を出しているということもあり、通常、多くの場合、多くの NGO の皆様からの申請の案件が、複数年次、3 カ年の計画を立てて、それで申請されてくるケースが過去から多いんです。それを一度取り上げると、一応単年度の予算なので、毎年審査をして取り上げる、3 年間別に我々はコミットするわけではないということは、実施要領上書いているんですけども、実際には、継続案件、その複数年度の案件が優先的に取り上げられてきている。それが結局、3 年間、予算の中に占めてくる

ということで、どんどん積み上がって今年度それだけで一杯になったというのが実態でございませう。別に私どもの方で新規の枠、継続の枠というのを決めて運用してるということではなくて、実績として継続案件が増えて、予算を圧迫することになってしまっただけで、もう継続案件で一杯で、新規の案件が取れないような状況になってしまったという状況です。

我々としてはですね、だからといって、新規案件を取らなくていいかということにはならないように、民連室としても判断をいたしまして、NGOの皆様にご協力をお願いして、複数年次案件の時期、事業の開始時期を翌年度に回していただくとか、そういったお願いをして、今年度の予算の枠を作りまして、それで新規の案件を取り上げてきたということをやっております。

加えてですね、我々民連室は省内では予算獲得の努力をずっと日々やっておりますので、それが功を奏しまして、実は当初予算で67.5億円ということでN連の実績ができて、これは当初予算では史上最高額なんです。一応内部的には、予算というのは初めにきっちり額が決まってるわけじゃなくて、本当に国際情勢を見ながら決まってくるところありまして、今回たまたまちょっと年度末近くに、少し余裕ができたというところで、そこをN連の方で頑張って取ってきたということで、新規の案件を取ることができた。今後も引き続き、私どもはN連の予算で1件でも多くの案件が取れるように頑張っていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。私の説明は以上です。ありがとうございました。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

松田室長、どうもありがとうございました。他に、よろしくお願ひします。

○今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

JVCの今井と申します。今のお話に引き続いてなんですけれども、この議題との関連で言うとうですね、松田室長もおっしゃったように相当なご努力をされてるのは、私たちわかってはいるんですけども、そもそものODA予算の編成の問題においてどうするかということ、やはり投げかけたいと思っております。無償資金協力において、先ほどの説明で返納問題があつて、なかなか実際の執行が難しいような状況もあるという話がありました。

やはり全然手前味噌でもなくですね、NGOの活動というのは、N連の活動というのは、私たち現地の状況、現地にはNGOスタッフがいたり、カウンターパートがいて、そこと十分なすり合わせとかニーズの把握をして、その上で事業を行っているのだから、その執行ということに関しては100パーセントできてるといふつもりはありませんけれども、そういう意味では、きちんと執行しているという自負は持っております。ですから、そのあたりをぜひご考慮に入れていただいて、予算の編成においてNGOに対する、市民社会経由の資金を、ODAの中でもっと比率を増やしていただきたいと、ずっと言っていることなんですけれども、また改めてこの機会にお願ひしたいと思っております。ありがとうございました。

●松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

ありがとうございます。民連室の松田です。今井代表のご意見は重々承知しており、それは NGO の皆様からお伺いしておりますので、私どもとしては、それを踏まえて日々努力をしております。今後も、NGO の皆様への支援が十分できるだけの予算を取るべく頑張っていきたいというふうに思っております。ただ、そこは、私ども民連室だけということではなくて、NGO の皆様とも色々と協力をいただきながら、NGO の皆様の活動を、やはりどんどんアピールしていくとか、そういうことも含めてやっていく必要があると思っておりますので、引き続きご協力いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

あと 4 分程度となりますが、会場の皆様お願いします。

○岡島（関西 NGO 協議会 理事）

関西 NGO 協議会の岡島です。今井さんからのご発言とほぼ同じなんですけども、少し表現を変えて申し上げたいと思います。外務省とか JICA の予算は他の団体の予算と同じで、当たり前ですけども、編成して執行して評価するという、そういう基本的なプロセスがあるわけですけども、外務省、JICA におけるその予算の編成というのは、これも当たり前のことですけども、為替もありますし、それから途上国の相手国政府のいろんな事情もあったりして、いわゆる変数が非常に多くて大変難しい作業なんだろうなというふうにはもちろん想像をいたします。

一方で、今井さんのご発言の中にも一部あったと思うのですが、執行に関係する諸団体の執行能力というようなことも踏まえて、予算編成されるのだろうか、どうなのかといったようなことは、実は伺いたいところでありまして、つまり執行することに、いろんな困難があるところに、編成をしても実際には予算通り執行ができないわけですので、そうしたようなところをぜひ踏まえて、予算の編成においてもご検討いただけたらありがたいという話です。民連室のところでご回答いただくのは非常に難しいかなと思いつつながら発言をさせていただきました。

●五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

ありがとうございます。まさにおっしゃられる通り、その様々な執行能力、ちょっと能力というだけで、一概に言える部分とそうでない部分というのはあると思うのですが、その執行の仕方ですとか、期待される効果っていうのは、JICA がやろうとしていること、例えば、施設を整備するもの、大きなものを複数年でやるものと、NGO で、その現場に密着した形でやられる、もう少しその規模としては小さいけれども、非常に重要な事業というも

のとは、性質としては異なってはきますので、他方、そういった様々な担い手のきちんとした可能性と、あとはどこまでをやっていたかのが適切なのか。ここに関しては、我々不断に考えて予算の配分ですとか、その執行のところではきちんと考えていく必要があるとは考えておりますので、引き続き、また議論させていただければと考えております。ありがとうございます。

●日下部（外務省 国際協力局 審議官/NGO担当大使）

さっき若林さんをご指摘された令和6年度ODA予算の内訳を簡単に申し上げますと、外務省が4,313億円、その内、無償資金協力が1,562億円、JICA交付金1,481億円、その他が分担金、その他という感じです。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

ありがとうございました。時間になっていきますので、この辺でこの議題は終わりにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

次の議題に入りたいと思っております。次の議題は、「SDGs実施指針改訂版および国連未来サミット等を踏まえた開発資金の動員に関する日本政府の戦略について」、SDGs市民社会ネットワークの堀江さん、よろしく申し上げます。

(4) SDGs実施指針改訂版および国連未来サミット等を踏まえた開発資金の動員に関する日本政府の戦略について

○堀江（SDGs市民社会ネットワーク 開発ユニット幹事）

ご紹介いただきました、SDGs市民社会ネットワークで開発ユニットの幹事を務めておりますセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの堀江と申します。本日はどうもありがとうございます。

地球規模課題の複合的な危機が深刻化する中でSDGs達成に向けた進捗というものは大きな困難に直面しております。達成に必要な年間の資金ギャップはパンデミック前から大幅に拡大しています。開発資金の動員へのさらなる取り組みが急務となる中で、日本政府としても昨年のSDGsサミットの岸田総理のスピーチや昨年12月に改訂されたSDGs実施指針で開発資金ギャップの課題に触れられ、ODA拡充や、新たな資金動員を推進するとコメントいただいていることは歓迎しております。

今年9月の国連未来サミットやCOP29、また、来年の第4回開発資金国際会議といった国連のプロセス、さらにG7やG20サミットを始めとする多国間協調の場において、日本政府のより一層のリーダーシップと具体的な行動の推進を期待し、今回こちらの議題を提起させていただきました。

論点についてちょっと多くて恐縮なのですが、5点挙げさせていただきます。まず一つ目、ODAについて。特に民間資金の流入が限られた後発開発途上国や紛争脆弱国にお

いては、ODA は人道危機、社会経済課題に取り組むための不可欠な資金源となります。ODA の GNI 比 0.7%の国際目標については開発協力大綱や SDGs 実施指針の改訂版で言及いただいたことは歓迎しておりますが、達成に向けた戦略やより明確な道筋を示していただきたいと思います。また、その中でも後発開発途上国に GNI 比 0.2%を供与するという目標については、事前の打ち合わせでは 0.12%が最新の数値であるということと教えていただきましたが、この後発開発途上国に対する配分についても戦略的に増やしていただきたいと思います。

2 点目ですが、革新的な資金メカニズムの導入について。世界の甚大な開発、そして気候資金のニーズに対応するには、ODA 以外の巨額の資金動員が必要とされています。そこで、国際連帯税などの革新的資金メカニズムの導入によって資金を捻出し、地球規模の課題や社会課題の解決に充当することが求められると考えています。ぜひこの具体的な検討を国内での有識者懇談会の再度の立ち上げや、また、国際ではフランス、ケニアを議長国とする開発、気候、自然に関するアクションのための国際課税に関するタスクフォースというものが立ち上がっておりますが、こちらへの日本政府からの参加を通して進めていただきたいと考えます。

3 点目として、今後日本を含む伝統的ドナー国のみが資金を出すのではなく、大規模な経済基盤を持つ新興国を巻き込んで共に拠出する仕組みを作ることも重要であると考えられます。例えば、コロナ禍の 2020 年頃から全ての国が貢献して恩恵を受けられる新たな仕組みとしての国際公共投資というものが提唱されて議論が進められています。G20 や国連などの枠組みや国際会議のプロセスを通して、共に拠出するという仕組みを作ることに外務省の考えをお伺いしたいと思います。

4 点目ですが、日本の ODA に対して海外への拠出を強く批判する SNS の投稿やメッセージが多数寄せられ一種の世論と化しています。そして、それが政治や開発資金にも一定の影響を及ぼしているという状況があると考えられますが、外務省としてどのような方策を考えておられるか、また、理解を深めるための啓発や発信を NGO との連携で実施することについてお考えをお伺いしたいと思います。

最後の論点ですが、開発資金が主要議題の 1 つになる今年の 9 月の国連未来サミット、また、来年の第 4 回開発資金国際会議などの多国間交渉の場において、ぜひ日本政府のリーダーシップ、そして具体的な行動をお示しいただきたいと思います。特に日本政府としてこれまで率先してコミットメントを示されてきた SDR のチャネリングや債務の救済、またより公正で包摂的な国際金融や国際課税のあり方、また途上国における持続可能な資金アクセスといった点に関する日本政府としての立ち位置や今後の戦略について伺いたいと思います。

こうしたアジェンダに関して財務省など、関連省庁や市民社会などを含むマルチセクターの横断的な議論の場を設定いただきたいというふうに考えるのですが、この観点からは、今年 3 月 1 日に開発のための新しい資金動員に関する有識者懇談会が立ち上がっています

が、開発 NGO からの参加者が含まれていないということは大変残念だと捉えています。ぜひ今後、市民社会からもインプットの機会をいただきたいというふうに考えております。

そして最後、国連未来サミットは総合外交政策局の国連企画調整課の主管と認識しておりますのですけれども、このサミットは今後の ODA 政策にも大きく関わるものと捉えておりまして、国際協力局や地球規模課題審議官組織としてどのように取り組まれているのかも伺えればと思います。非常に多くて恐縮ですが、よろしく願いいたします。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

堀江さん、どうもありがとうございます。では、外務省からの応答をお願いします。

●大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ご説明ありがとうございます。5 点議題いただいて、引き続き、国際協力局政策課の五十嵐首席から、主に議題 1、3、4 をお答えいただければと思います。国際協力局地球規模課題総括課課長補佐の安田様にも同席いただいておりますので、主に革新的資金と開発資金の議題 2、5 のところをそれぞれまとめて説明いただければと思います。まず五十嵐首席からご説明よろしいでしょうか。

●五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

ありがとうございます。私の方からまず 1 点目の、その大きな ODA に関する国際目標、GNI 比 0.7% の達成に向けた道筋と言いますか、こちらにつきまして、やはり率直に申し上げますと、なかなかこの明確な目標あるいは戦略というものを、完全に立てるっていうふうなことがなかなか難しいというのは実態としてございます。というのは、やはり我が国の財政状況というのが必ずしもまあ、好ましい状態とは限らない。様々なその予算の状況の中で、各年度ごとにある程度その、予算編成というものは検討される必要がありますので、あらかじめ、予算に関して一定の、いくらっていうふうなものを決めてやっていくことっていうのは、なかなか、我が国のその予算の仕組みと言いますか、その中では難しい部分というのが実態としてございます。

ただ、こちらのその 0.7% の達成に向けてどういうふうな形で工夫をしていけるか。様々な形での、やはり ODA の拡充っていうふうなものは我々として検討しているところでございまして、その中ではいわゆるその国民の皆様からの税金を元にした、特に一般会計予算を元にした ODA 予算だけではなく、有償勘定ですとか、あるいは民間資金をうまく組み入れることによって、結果的にその ODA に関してより大きな効果を生み出していく。そういったところの部分の工夫っていうのも今我々としても進めようとしているところでございます。

その意味でなかなかちょっと歯切れが悪い形で申し訳ございませんが、明確なその戦略、行動計画というふうなことはなかなか申し上げることは難しいものの、きちんとこの目標

というものは意識した形で、特にあの後発開発途上国に対しての支援、LDC に対しての支援というふうなものの必要性っていうのはますます高まって、残念ながら高まっているところでもあると思いますので、そういったところもきちんと意識しながら、きちんと対応していきたいというふうに考えております。

続いて3つ目の質問としてございました、開発資金のニーズに対して、これはまあ新たに共に拠出する仕組みを作っていく、国際公共投資に対してどういった形での取り組みを、言ってみれば、国際社会全体として新たに作っていくことができるか、というところについてのご質問と受け止めております。なかなかここについても、まさにその開発資金というふうなものを広く捉えて、かつそれを、言ってみればSDGsの達成ですとか、あるいはコロナをきっかけに本当に悪化しているその途上国の状態、そういったところに対して対応していくためにいかに使っていけるのかという議論はずっとここ数年、非常に、盛んに行われてきたということは認識しております。その中で、まあアイデアとして、例えばある程度お互いに出し合う、そしてそれぞれの所得に応じて負担するというふうな一種のその、相互扶助的な仕組みを作るという発想は、例えば国際保健ですとか、あるいは色んなところで、試行的にはかなりあったというふうには受け止めております。

ただ、なかなかやはりどうしてもやっぱりここは難しいのは各国家の国家主権、その中で国民があくまでもその予算ですとか、その国のその富に関しての判断は行っていく中で、国際的な仕組みとしてどこまでできるかについては、やっぱり難しい部分が、どうしても一定程度はあるのかなというふうには受け止めております。ただその中で、人間の安全保障に関してご提案いただいてもいましたけれども、やっぱり、この中長期的な発展というのをやっぱり世界全体としてきちんとやっていくために必要な視点、あるいはその必要な、共通の投資についての意識っていうのは、やはりもっと、お互いにきちんとしていく必要があるんじゃないかというふうには考えております。で、なかなか共に拠出するという仕組みが、ここはなかなか評価も分かれるところでしょうけれども、ある種新しいものを作って拠出することによってこう問題を解決しようというふうな声がある一方で、なかなかそれをこうやることによって、実は既存の仕組みで（同じことを）やっていた、アセットと言いますか、そこがかえって蔑ろにされてしまったりですとか。各国のその言ってみれば、自分たちのイニシアティブによって作るというところで、翻弄されてしまうっていうふうなところもあると思います。その点に関しては、日本はやはり継続的に、実はここはかなり手前味噌になってしまう部分もあるかもしれませんが、本当に必要な部分に対して継続的に支援をする。一過性のものではなく、その時その時に対して、必要性が高いところに対しての、長期的に考えても一番、ある種真っ当な支援というふうなものについて考えてきたということと言えるんじゃないかなと、私としては考えておりました。画期的なアイデアみたいなものをすぐに出すことは難しいんですけども、皆さんも含め、このODAに関するアクターがこうこれまで作ってきたその実績ときちんとした信頼っていうものがやはり一番のベースとなるべきところだと思いますので、それを意識しながらも、次の話にもつながってきま

すが、意識を全体として変えていくということが非常に重要なのかなど、いうふうには考えております。

ここで4つ目のご質問になりますけれども、一番、本当に世論の声というのが、今般非常に厳しくなっているというのは、我々は本当に日々実感しております。国会、あるいはその様々な機会でごう、我々としては必要性が高いもの、あるいはどうしてもその国際的な利益のためには、必要なものということで、支援を行なわせていただいたものが思わぬ形で反発を受けた、というような事態に直面してきたことがございます。それに対しては、やっぱり不断にごう説明と、あと対話をきちんと続けていくってということしかないのではないかなと。その上で、我々として、広報として、新しい取り組みですとか、まあ最近ですと、実は、その紛争地で活躍する女性の活躍を取り上げた動画ですとか、あるいはちょうど先週に、実は放送されたんですけれども、ファーストステップという ODA に関するそのドラマ、三部作で作ってございまして、今回地雷対策ということで NGO の方々にもご協力、非常にいただいている分野だと思っておりますけれども、そういったその国民の皆さんにとってわかりやすいものというものをきちんとごう示せるような形で、取り組んできていらっしゃるところでございます。提案としてもいただきましたけれども、NGO ですとか様々な方々、マルチステークホルダーで連携して実施していく可能性、ここはまさに今年、国際協力の 70 周年ということでですね、この機会に皆様とも協力しながらその、国民の意識、これを変えるというのはちょっとおこがましいかもしれませんが、少なくともその、我々として胸を張ってやってきたことに関してはきちんとお伝えしていくというのは、これは、やはり国民のお金を預かるものとしての責任だと思っておりますので、そこについては一緒に取り組んでいければと考えております。

すみません、長くなりまして申し訳ございません。私からは以上でございまして。

●大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。では、安田補佐からお願いいたします。

●安田（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 課長補佐）

はい。ご質問ありがとうございます。外務省地球規模課題総括課の安田と申します。

まず、総論として、感染症、気候変動等で SDGs が非常に大きな困難に直面する中、特に開発資金ギャップに対応していく必要性について、我々としても非常に強く認識をしているところでございます。

その上で、まず、いただいたご質問、議題 2 のところでございますが、国際連帯税につきまして、外務省は平成 22 年度から税制改正要望を行ってきてございまして、ご案内の通り、制度の具体化には至ってないというのが現状でございまして。その後、外務省において設置した SDGs の達成のための新たな資金を考える有識者懇談会が 2020 年 7 月に提出した報告書における提言も踏まえ、2020 年度以降、税制改正要望の提出は行ってきておりません。

現在、開発途上国への資金流入はすでに民間資金が ODA を非常に大きく凌いでおり、まずはこうした資金の活用こそが、先ほど申し上げたような開発資金ギャップの問題に取り組む鍵だと考えております。その意味でも、まずは今、上川大臣の下で立ち上げた、開発のための新しい資金動員に関する有識会議において、開発協力のために ODA を活用した、民間資金の一層の動員、寄付の取組等々、様々な議論を、しっかり進めていきたいというふうに考えているところでございます。

またフランス主導の国際課税のタスクフォースに関しても質問いただきました。フランスのマクロン大統領主導で、国際課税に関するタスクフォースが立ち上げられたことは、我々としても認識しております。一方、同タスクフォースに参加しているのは、現時点では非常に限られた数の国だと承知しており、主要ドナー国も、フランスのみだと、理解しております。そういった意味において、日本として同タスクフォースに現時点で関与することは考えておりませんが、今後の動向については、注意深く見守っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、議題 5 に移らせていただきます。開発資金をめぐる国際的議論に関し、まさにご案内の通り、特別引出権 (SDR) チャネリングの 20% から 40% への引き上げに我が国は率先してコミットし、世界全体での 1,000 億ドルのチャネリングという野心達成に大きく貢献したところでございます。また、世銀をはじめとする国際開発金融機関の、融資余力拡大に向けた取組等にも積極的に貢献してきております。また国際課題についても、我が国は OECD と G20 の BEPS 包摂的枠組みをめぐる議論に、他の参加国・地域と緊密に協力しながら、これまでも積極的に関与してきたところでございます。引き続き財務省をはじめとする関係省庁とも緊密に連携しながら、開発資金をめぐる国際的議論に、積極的に貢献していきたいと考えております。

財務省を始めとするマルチステークホルダー、横断的な会話の場の設定についてもご要望いただきました。外務省においては、ODA 政策協議会を始めとして、様々な形で市民社会の皆様との対話に取り組んでいるところでございます。当課でも、SDGs の推進円卓会議という形で、市民社会の皆様のご意見も伺っているところでございます。ご指摘いただいた開発資金についても、引き続き、こうした枠組みの中で、皆様との意見交換を実施させていただきたいと考えております。開発資金に関しては、こうした対話の場でいただいたご意見も踏まえながら、日頃から、財務省をはじめとする関係省庁とも、緊密に連携してきているところでございます。

ご指摘のとおり、未来サミットは他局が担当しておりますが、未来サミットは、2030 年までの国際社会全体での SDGs 達成に向けたモメンタムを維持する上で非常に重要な機会であると我々も考えております。そういった意味において、地球規模課題審議官組織といたしましても、関係省庁、それから関係各課と連携しながら、関連する議論に積極的に関与してきているところでございます。

とりあえず以上でございます。

●大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。外務省からの回答、取りあえず以上でございます。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

ありがとうございました。堀江さんから何かあればお願いします。

○堀江（SDGs 市民社会ネットワーク 開発ユニット幹事）

大変丁寧にお答えをいただきまして感謝しております。私から3点ほどコメントさせていただいて、また本日開発ユニットの他のメンバーも参加してくださっていますので、またコメントもしていただけるかと思えます。

まず1点目は、国際連帯税についてなんですけれども、2020年のSDGs達成のための新たな資金調達に関する有識者懇談会の中では、航空券の連帯税など比較的实现可能性が高いものとして、検討がされていたのではないかとというふうに認識しております。ちょうどコロナが起こった時期でしたけれども、コロナなどの地球規模課題に対しては、国民の理解が比較的得られやすいのではないかといった議論もあって、またスキームのデザインによっては、海外からの来訪者、特に富裕層の方々からより多く徴収する仕組みも検討可能ではないかというふうに考えております。民間資金の動員ももちろん重要だとは思うのですけれども、より公正公平な資金分配を促す仕組みを検討していく必要もあるのではないかと感じています。

もう一点、ODAに対する世論の件なんですけれども、ぜひNGOも外務省とマルチステークホルダーで国際協力の重要性ということは発信をしていきたいというふうに考えています。一方で、この世論は反対ばかりでなくですね、私たちが一昨年、一般市民に対してのアンケートを実施したのですけれども、そこで特に子ども・ユースの世代はよりその傾向が強かったのですけれども、日本政府が平和と安定のために、そして最も貧しい国々に対して、国際協力を進めるべきだというふうに考えている一般市民が多く、それが子ども・ユースに至っては75%だったのですけれども、そういった調査結果も出ておりました、透明性を持って発信をしていくというふうにおっしゃっていただいたのですけれども、より幅広い市民の声を聞いていただいて、その声を援助政策や資金の投入先に反映するというのも、ODAの支持拡大には重要ではないかというふうに考えています。

最後に、未来サミットですとか今後の開発資金の議論に関して日本政府としての大きな方針としてはODAをより民間企業が投資しやすいように、民間投資を促進していく方向で検討がこの有識者懇談会についてもされていると思うのですけれども、もちろん民間投資ですとかインパクト投資も重要だと考えるのですけれども、まずはその土台として公的資金そのものをどう増やすのかという議論も必要ではないかと思えます。この有識者懇談会の資料を拝見した限りでは、途上国自身の資金へのアクセスとか税収の確保とか、あるいは

その市場とかビジネス環境を含む土台の整備といった議論がもう少しスコープに含まれても良いのではないかというふうに感じました。より広範な議論が不可欠ではないかと感じております。ありがとうございます。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

ありがとうございます。外務省からいかがでしょうか。

●安田（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 課長補佐）

今いただいたお話について、主に1点目と3点目についてお答えさせていただければと思います。共通するご指摘として、もちろん民間資金動員は重要であるけれども、公的資金の役割は引き続き減じていないのではないかと、重要性を増しているのではないかというご指摘だと受け止めました。SDGs 達成に向けた資金ギャップの約半分がエネルギー関係という報告もありまして、例えば二酸化炭素に関しては、排出量上位を占める中進国におけるGXのための投資の重要性、これがSDGs 達成に向けた資金ギャップを埋めるという観点からは重要性を増していると考えておりまして、こうした中進国において民間資金が果たせる役割は特に大きいと考えております。もちろんご指摘の通り、低所得国や脆弱国にとって公的資金の重要性は減じておりませんので、民間資金動員を通じて、限られたODAをこうした国々により効果的に活用できるようにする、そういった意味においても、民間資金動員の議論というのは非常に重要であるというふうに考えているところでございます。その上で、国際連帯税について、ご指摘の通り、航空券連帯税についても有識者懇談会ではご議論いただいて、当時の経済状況等も含めて、なかなか難しいという結論に至ったと受け止めております。特に新税の導入ということにあたっては、様々なステークホルダーの理解を得ることも重要であると同報告書では指摘されております。そういった有識者懇談会の提言も受けて、弊省としては現時点では、税制改正要望を出していないという形になっております。

3点目の未来サミットについては、まさに先ほど申し上げた通りSDGs 達成に向けた資金ギャップに対処する上で民間資金動員は非常に重要になっております。もちろん公的資金の役割も重要ではありますが、公的資金自体のパイが限られている中で、これをいかに低所得国、脆弱国にターゲットを絞って活用していくのか、こういった議論をしっかり進めることが重要だというふうに考えているところでございます。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

ありがとうございます。ODAに対する世論のところについて五十嵐首席、何かコメントいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

●五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

ありがとうございます。力強いお言葉をいただいて本当にありがとうございます。世論の

きちんと理解を見ていくために、いただいた通り、反対だけではないと。世代ですとか、あるいはその抱えている状況によって多分お考えっていうのは様々であって、貧しい国々のために使うべきというふうな意見もきちんとあるということで、こちらのお話と最後の方にいただきました、途上国の国内資金動員（ドメスティックリソースモビライゼーション）ですとかそういった新しい視点をきちんと入れてやっていくことが重要ではないかというふうなところ。少し引っ掛けるような形ではありますが、国連未来サミットで、次の世代にとってどういった協力のあり方があるのか、その成長のあり方があるのかっていうことと共に、きちんと色々な方々と議論をして進めていくというのが新しい ODA にとっては非常に重要だと思います。我々オファー型協力というのを進めさせていただいて、その中で、視点としても、言ってみればこれまでの通り、貧しい人たちに対して助けるということだけではなく、その貧しい人たちとされている方々がどういった形でその世界の成長に対して参画できるのか、そこを一緒に考えて作っていくということをもう少し広げていくことができればというふうには考えております。そういった視点からもぜひまたご協力させていただければと考えております。ありがとうございます。

○堀江（SDGs 市民社会ネットワーク 開発ユニット幹事）

ありがとうございました。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

ありがとうございました。時間になってしまいましたので、もし参加者の方で、何かあれば 30 秒程度のコメントのみということで、ございますでしょうか。では稲場さんよろしくお祈りします。

○稲場（アフリカ日本協議会 共同代表）

ありがとうございます。重要な課題であり、申し訳ありませんが、30 秒といわず、もう少しお時間をいただけますか。

最初の点ですけれども、まず前振りで申し上げたいのは、やはりこれからの開発資金、ポスト SDGs ということを考えた場合に、いわゆる我が国の「身の丈」の話だけしていると、他の国に置いていかれてしまう可能性があるわけですね。つまり、うちの国はこういうことしかできないからっていう話で「発想」していると、例えばフランスのように、うちの国ではこういうことしかできないからという発想にとらわれず、身の丈をやたら超えるような議論ばかりするような国っていうのはある訳で、そういう国の方が国際的なイニシアティブをどんどん取ってしまうということもあり得ると思います。ですので、そういう意味合いにおいては、日本は難しい部分もあるだろうとは思いますが、例えば、フランスは航空券連帯税をいわゆる国際連帯税っていうことで導入した結果、「ユニットエイド」、医薬品特許プール等、いろんなイニシアティブができていくわけですね。そういう意味合いにおいては、

身の丈を超えた議論というものを、まず例えばどこかでちゃんと日本もやってみるということの中から、何か国際的なリードをすることができるっていうところがあるかと思いません。特に多国間交渉がこれからドーンとある中で、なるべくそのいわゆる身の丈を超えた議論、あるいは世界を領導する議論をどんどんしていくことが非常に大事だと思います。例えば、革新的資金という意味合いにおいては、イギリスが IFFIm（予防接種のための国際金融ファシリティ）という、予防接種の為、GAVI にお金を投入する為の債権をイギリスの ODA を母体にして発行するというイニシアティブがあったと思います。この IFFIm に関して非常に面白いことに、日本の大和証券がこれを出した結果として、IFFIm の債券を買った人の 3分の2（発言者注：協議会終了後に調べたところ、「3分の2」ではなく「半分」が正確であることがわかりました。本議事録は逐語録であることを踏まえ、発言はそのままにしつつ、注釈で修正します）は日本人であったという話があって、日本のイニシアティブではなく、イギリスのイニシアティブに関して日本の金融機関が動員された結果、この IFFIm の債権を買ったのは世界の中で日本人がかなりの割合ということで、つまりはイギリスにしてやられてるわけなんですね。その点で考えると、やはり身の丈に合った議論だけしているということではなくて、いろんなブレインストーミングをグローバルなレベルで考えてみることを、特に地球規模課題審議官組織がやっていただけると、これは大変ありがたいのかなというふうに思うわけです。ですので、そういった意味合いでやはり「身の丈に合わない」議論、世界を領導する議論をぜひ市民社会や、民間セクターとも一緒にやるということが大事なのかなというふうに思っています。

2つ目ですが、国際連帯税、あと「グローバル公共投資」の話ですけれども、今、市民社会がプッシュしているのは国際連帯税もそうですが、「グローバル公共投資(Global Public Investment, GPI)」と言われるところで、誰もが出資し、誰もが決定に参加し、必要のある国が使うというようなことで、ある種理想主義に聞こえます。実際には「パンデミック基金」の設置をリードしたアメリカ合衆国のリーダーシップの文脈の中では、この「グローバル公共投資」の考え方はバイデン政権の中でそれなりにインパクトがあって、この「パンデミック基金」に関しては、こういった考え方で作った結果、中国や、あるいはインドネシアもいわゆる 1000 万ドル単位のお金を出しているというところがあります。そういったようなところで考えると、例えばこういった「グローバル公共投資」などは、市民社会が理想的なことを言っているというだけではなくて、うっかりすると、アメリカ民主党政権などがこれを取り上げて、急にそういったものを作るという話になっていったりすることがあり得るので、このあたりについても、ぜひ考えていただくということが大事。ちょっと大きく考えるということですね。ぜひ 2030 年に向けてやる必要があるんじゃないかなというふうに思います。

あと民間資金、まさに身の丈にあった発想から民間資金の話が出てくる。しかも民間資金といった時に日本の民間資金の話ばかりになるというところが1つ大きな課題かなと。どのように、例えば世界の民間資金を使うのかというところが非常に大事だと思うんですけ

れども、1つ、この民間資金で言わなきゃいけないこととしましては、やはり一番貧しい国々や、あるいは中所得国においても一番貧しい人たちのところには行かないんですね。民間資金というのは、お金の入りと出が、少なくとも同じでないとお金の投資する意味がないってことになりますから。入りの方が少なく、出の方が多いところには民間資金は行かないですね。あるいは行かせようとする無理やりの規制をしたりとか、あるいは様々な意味のわからない仕組みとかを作らなきゃいけなくなって、余計なことになるということもあるわけです。ですので、そういった意味合いで民間資金というのはもちろん大事なんですが、限界もあるということも1つ考えておく必要がある。

あともう1つは、いわゆる中所得国における巨大な民間資金をどうするのかといった時に、いわゆる企業だけじゃなくて、例えば低所得国、中所得国で、もうすでに現地の巨大資本が民間財団を作っているというのがあります。例えば、ナイジェリアの一番の金持ちのアリコ・ダンゴテという人が「ダンゴテ財団」というのを作って、それなりにお金を出しているんですね。あるいは、このダンゴテが自分のお金で、例えば石油精製所を作って、ナイジェリアで精油会社を立ち上げたりとかいろいろしてるわけです。そういった意味合いで考えた時に、その民間資金といった時に、企業だけじゃなくて、途上国における民間財団をどのように育てるのか、そしてその民間財団がどのようにその国の NGO に投資をするのかという、いわゆるその各国における健全な、いわゆる民間のお金の回り方というのを企業のみならず、財団とかも含めて考えるということは非常に大事なんじゃないかなというふうに思います。日本はなかなか難しいところがありますが、企業、あるいはその経済成長の担い手としてのそういったセクターのみならず、社会の再生産を担う、いわば「静脈」の部分をどのように途上国で整備するのかということについてもぜひ考える必要がある。そこに関しては途上国の民間財団をどう育てるのかという視点もぜひ入れていただくとありがたいなというふうに思っているところでございます。やはり大きく考えるっていうことを、一方でしていただくというのをぜひお願いしたいというのが私のコメントでございます。ありがとうございます。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

今の稲場さんからのコメントについて、外務省から何か応答ございますでしょうか。

●安田（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 課長補佐）

ありがとうございます。2030年以降も見据えながらしっかりイニシアティブを取っていかねばならないという点について、非常に重く受け止めました。今まさにいろんな国がいろんなイニシアティブを様々な形でとっているということだと思いますので、我々としてもそういった国際的な議論をしっかりと重層的に把握するとともに、日本として何ができるのかという国内的な議論もしっかり加速させていく、すなわちこの国内と国際の両輪の仕組み・メカニズムというのが非常に重要なのだらうと思いますし、そういった中において、

市民社会の皆様からのインプットというのは非常に重要だと考えておりますので、ぜひ引き続きこうした意見交換を続けさせていただければと思います。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

ありがとうございます。時間がかなりオーバーしていますので、どうしてもという方がいらっしゃらなければこの辺でこの議題を終わりにしたいと思います。堀江さん他、皆様どうもありがとうございました。

では、5番目の議題に移りたいと思います。5番目は、パレスチナ・ガザ地区において日本のODAにより整備された施設の破壊行為に関する実態把握及び、イスラエルへの申し入れについてです。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの金子さん、よろしくお願いします。

(5) パレスチナ・ガザ地区において日本のODAにより整備された施設の破壊行為に関する実態把握及び、イスラエルへの申し入れについて

○金子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン プログラムコーディネーター）

今野さん、ありがとうございます。改めまして、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンのガザ事業を担当しております、金子由佳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、パレスチナ・ガザ地区において日本のODAにより整備された施設の破壊行為に関する実態把握及び、イスラエルへの申し入れについてということで、本当に関係者の皆様には連日この件でお忙しくされているところで、またこの件で時間をいただいて恐縮ですけれども、ご存知の通り、10月7日にハマースからの攻撃によって開始されましたガザへのイスラエルからの攻撃によって、3月までに30,000人以上のガザの市民が亡くなっています。その半数は子どもと言われておりまして、計算によると10分に1人のペースで子どもが犠牲になっています。ということで、わずか半年で13年近く続いているシリア危機の子どもの被害よりも大きな被害がもうすでに生じてしまっている状況です。

それで住居の6割も破壊されていると言われていて、空爆によってそのまま自宅建物の下敷きになって亡くなったというケースがすごく多いと聞いています。建物の破壊自体、人々の住居を奪うというだけではなく、地域のコミュニティや記憶とか、その建物に保管されていた個人のプロパティなど、ありとあらゆるものを壊して奪っているということにおいては、住居を単純に破壊している以上の損失がガザの市民にとってみるとインパクトがあつてですね、建物の破壊が人々の心に残す過剰というものは非常に大きいし、人権上の観点からも、人々の人権を損ねていると、人道的にも人権・尊厳を蹂躪しているということが言えるのではないかと思います。

残念ながら、破壊された建物の中には日本のODAによって整備された施設も含まれているということが、関係 NGO 団体及び東京大学の渡邊英徳先生のクラスの調査によって明らかになっています。日本は1993年のオスロ合意以降、パレスチナの発展のために多大なODAを投じてきました。23億ドルと外務省のページでも載っているんですけども、残念

ながらですね。23 億ドルを使ってもパレスチナとイスラエルの平和が達成できていないという状況が、去年からまた明らかになってしまっているということです。こうした中、改めてイスラエル／パレスチナに対する ODA の使い方などを含めて見直す時期に来ているのではないかということが根本にあります。

今回は建物の被害についての把握に留まるんですけども、なぜ建物かという、やはり建物の先に人々の生活や命があるということがまず挙げられます。日本はジェノサイドについてはかなり慎重に議論されてるところだと思いますが、ジェノサイドについて真っ向から否定できないということであれば、ぜひ建物の破壊を通じてその調査をすることで人命を損なうことの再発防止にもつながりますので、ぜひ提案させていただきたいということで今回の機会を設けています。

外務省の皆様には 4 点を提案したいと考えております。まず 1 つ目が、日本の ODA によってパレスチナにこれまで整備された施設の被害状況を正確に把握し、国民及び全てのステークホルダーへの説明責任を果たすために、破壊された施設のリストおよび被害額を開示してくださいと言っています。

ここでせつかくですので渡邊先生が作成されたページをご覧いただきたいと思います。画面を共有させていただきます。例えば、このヤセル・アルファト国際空港は、日本も UNDP を通じて建設というか整備に携わっていましたが、こちらも今回の空爆でかなりの破壊が進行し、すでに使えなくなっています。これもイスラエルの空爆によって破壊されているものの 1 つです。これは渡邊先生が GPS を通じて、被害前後ということで、今回の状況だけの調査になりますが、こういった形でイスラエルが土地を破壊しているのかということを示しています。

イスラエル軍の侵攻前は、空港の一部が畑に使われているところもありますが、そういった空港周辺の土地も含め、空港の土地が戦車や装甲車のようなもので蹂躪されています。このように土地が荒らされ、道路のアスファルトといったものが全部なくなっています。渡邊先生の言葉を使って言うと、土塁が急増しているような状況です。全部こういった形で見られるわけですが、1 月より 2 月の方がこういう土塁の範囲が増えているということがわかります。それから、空港だけでなく、ナーセル病院はインドネシア病院などとともに日本が支援したと言われていました。病院への攻撃自体が戦争犯罪に当たるわけですが、こういったところへの攻撃が出ていることも GPS の調査でわかっています。それから、これはハーン・ユーニスにある排水処理プラントですが、こちらもクウェート政府と日本政府が支援を通じて作ったと言われていました。ガザ地区の排水問題は非常に深刻なので、非常に有益なプラントだったと思いますが、こちらも今回の空爆によって破壊されています。クレーターが空爆によって生じていますが、武器の専門家によると、このクレーターは直径 20 メートルぐらいで、このサイズの空爆だと半径 350 メートルの施設が破壊されるということです。そういった爆弾がプラントの周辺に落ちています。加えて、プラントそのものにも攻撃が行われているということもわかっています。簡単ですが、外部の方が調査しただけでもこれぐら

いの被害がわかるということの良い例ではないかというふうに思います。またこのページのリンクを後で共有させていただきますが、このようなビジュアルで見ていただいた方が良いと思いました。

こういったことを含め、リストをぜひ開示していただきたいです。GPS のアドレスさえわかれば、今はテクノロジーが発達していますので、衛星画像を GPS のアドレスで割り出すことが非常に簡単にでき、調査も可能です。停戦を待たずに調査を開始できるので、リストを開示していただきたいと考えています。

それから 2 番目の提案として、上記で確認された被害実態をもとにして、イスラエルとパレスチナに対し、今後のさらなる破壊行為を生み出さないために、直接かつ明確な申し入れを行っていただきたいです。施設の適切な保護と再発防止のために働きかけていただきたいです。それを、継続的かつハイレベルで行っていただきたいということを提案させていただきます。

先ほどもお伝えしましたが、ODA 自体はパレスチナで非常に多くの金額が使われていて、パレスチナ人にも日本の印象は非常に良く、私も現地に行くたびに、日本人かと言われて大変喜ばれるのですが、残念ながらまだ平和が達成されてない状況です。事前質問への外務省からの回答では、過去に 1 回、パレスチナでの ODA の状況について第三者評価を行ったということでした。それが 2013 年の第三者報告で、支援の有効性は認めています、イスラエルとの協議と承認が必要な案件が多いので事業に遅れが生じやすいとのことでした。そういったことを踏まえ、一層の柔軟性を持った開発協力の対応が求められるという評価報告だったと事前質問で伺いました。けれども、この柔軟性の範囲についても、例えば、パレスチナの国家承認をすとか、そもそもそのパレスチナの支援などにイスラエルの許可がいるということ自体もおかしなことなので、イスラエルに責任の所在を追求するとともに、一歩進んだ開発協力のあり方というものもぜひ考えていただきたいです。

3 点目ですが、上記の施設破壊について日本から直接申し入れと働きかけを行うことに加え、日本が G7 各国とともに訴える国際人道法の重要性に鑑みて、これらの破壊が国際人道法違反に当たるかどうかの確認を独立機関を通して行っていただきたい。皆さんご存知の通りであり、皆さんも日々取り組んでおられることなので釈迦に説法ですが、ジェノサイド条約と並び、国際刑事裁判所 (ICC) の対象犯罪の 1 つである戦争犯罪には、軍事目標でない建物の破壊の禁止が明確に謳われています。ICC の支援額は日本が 1 番多いという事実があり、上川大臣も常日頃から国際法に則った外交の重要性を訴えておりますので、国際人道法の重要性に鑑みて、独立的に日本は調査をしていただきたい。それが無理なら、ICC を通じてでも良いので、イスラエルとパレスチナではない第三者機関が調査を積極的に行うように支援していただきたいと考えています。

4 点目ですが、パレスチナ人の民族自決権の実現を基礎とする二国家の平和共存を目指す日本として、多くの民間人を巻き込む破壊行為の直ちの停止を申し入れるとともに、即時の停戦に向けて、イスラエルとパレスチナ及び国際社会に働きかけていただきたい。これは本

当に常日頃からもう皆さんやっただいていて、先日も国連安保理で日本が議長国として、直ちに停戦ということがついに決議されたところで、本当にありがとうございました。ただ、これをイスラエルがきちんと履行することが一番大事になってきますので、安保理決議をもとに引き続きイスラエルに停戦を求めていただきたいと思います。その話のきっかけとして、建物の破壊のことで側面的に会話に入っていくというのは1つの手だと思います。

日本のODAは実施したら終わりではないと信じています。本当の開発や発展や平和を目指すものとして、今後もODAが本当の意味で役に立っていくために、パレスチナでうまくいけば本当に良い例になりますし、国際社会あるいはアラブ社会との関係性の構築とさらなる発展にもつながっていくと思いますので、インパクトに残るような取り組みをぜひお願いします。長くなりましたが、以上4点についてご回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

金子さん、どうもありがとうございました。では、外務省から応答をお願いします。

●大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ご説明ありがとうございました。この議題につきましては、中東アフリカ局中東第二課から荒池地域調整官と国際協力局国別開発協力第三課から丸森首席事務官に同席いただいております。まず提案4点のODA部分につきましては、丸森首席からよろしくお願いいたします。

●丸森（外務省 国際協力局 国別開発協力第三課 首席事務官）

ありがとうございます。ご紹介いただきました国別開発協力第三課首席事務官の丸森でございます。金子さんにはいつもお世話になっております。

ご指摘いただきました1点目でございます。被害のリストを開示していただきたいという点でございますが、衛星等による調査結果が東大の渡邊先生から出ているという点は承知しているところでございます。他方で、こういった手法によって建物の被害はおおよそのところ分かったりするかもしれないですが、我々がこういった支援をさせていただく際には、建物以外にも機材を供与していることが結構多くございまして、残念ながら、衛星等の画像では供与機材の詳細な損壊状況を確認するといったことが現状困難な状況でございます。ですので、ご指摘いただきましたリストであったりとか、被害額全体で総額いくらなんだろうといったところにつきましては、現在の状況では作りようもない状況でございます。ご理解いただければと思います。

その上で、我々としましても、そのままで良いとは思っておらず、やはり日本国民の皆様からいただいている税金でやらせていただいている事業になりますので、きちんとガザ地

区が安定した状況になった暁には、おそらく日本のみならず、他の国や他の国際機関も同様な状況にあっていられるだろうと思いますので、よく連携を取りながら被害状況の把握に努めていきつつ、その後のガザ地区の復旧といったところについて、しっかりと力を合わせて進んでいきたいと考えています。

以上が1点目でございます。続いて、申し入れの点でございます。申し入れにつきまして、日本としましては、イスラエルに対し、これまでも一般市民の保護の重要性であったり、国際人道法を含む国際法に従った対応等については要請してきているところになります。引き続き、関係国や関係機関と緊密に意思疎通を行いながら、全ての当事者に対し、国際法の遵守であったりとか、人道状況の改善とか、事態の早期鎮静化に向けた働きかけを外務省として、きちんと、粘り強く続けてやっていくところでございます。

3点目以降のところについては、中東アフリカ局の方で把握していただく点だと思っておりますので、荒池さんの方からお願いします。

●荒池（外務省 中東アフリカ局 中東第二課 地域調整官）

中東アフリカ局地域調整官の荒池と申します。本日はよろしくお願ひいたします。ご指摘いただきました3点目の国際人道法の関係ですが、ご指摘いただいた通り、また先ほど丸森からもあった通り、まさに我が国として、イスラエルの軍事行動、これは全ての行動が国際法に基づいて行われなければならないということは累次にわたって申し出ております。

他方で、まさに戦闘が継続している最中で、事実を十分把握することが困難であるということもあり、イスラエル軍の行動について確定的な評価、国際人道法に反しているかどうかという確定的な法的評価をすることは適当ではなく、現時点では差し控えているというのが現状でございます。

他方で、我が国として、これまでのイスラエルの行動が国際法と完全に整合的であるという法的評価を行っているわけでは当然ございません。民間人の犠牲者が益々増加している中であって、軍事行動が全体として国際法上正当化されるかどうかについては、当事者イスラエルによる一層の説明が求められるような状況となっていることは確かであると、我々としては認識しているところでございます。

また、先ほど国際人道法違反について独立機関を通して調査するというご提案いただきましたが、この点につきましては、今後の話ということもありますので、テークノートさせていただくということでもよろしくお願ひしたいと思います。それから4点目、民族自決権の実現を基礎とする二国家の平和共存を目指す日本として、イスラエル軍による多くの民間人を巻き込む破壊行為の直ちの停止と即時の停戦に向けて働きかけるべきところのご指摘をいただきましたが、イスラエル側に対しても累次にわたって様々なレベルで働きかけをこれまでも行ってきたところであります。

25日にニューヨークの国連安保理で、日本が議長国のもと、日本もいわゆる起草国に入った形で、ガザでの即時停戦を求める安保理決議が採択されたところでございます。引き続き

き日本としては、こういった安保理決議にも言及しつつ、イスラエルに対して即時停戦ということで働きかけをしていく考えです。私からは以上です。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

はい、どうもありがとうございました。金子さんの方からいかがでしょうか。

○金子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン プログラムコーディネーター）

ありがとうございます。丁寧にご説明いただき、大変よく分かりました。ありがとうございます。他にもコメントされたい方が多くいらっしゃると思うので、1点だけ確認ですが、最近、国連の人権理事会特別報告者がガザで行われていることはジェノサイドであると明言されたと思います。今回の質問の趣旨は建物にフォーカスしていますので、ジェノサイド条約とはまた少し違いますが、結果として建物の破壊がジェノサイドに使われてしまっているという点を考えると、相互関係はあると思います。

また、国連が正式に出した特別報告者の調査がジェノサイドだと言っている中で、日本が明確かつ積極的に判断はできないと言ってしまうと良いのかということも懸念点としてあるので、その辺について伺いたいです。また、これも少し話が違いますが、UNRWA への資金停止について、例えばフランスは自国で UNRWA の調査を行っている聞き及んだのですが、当事者に話を聞くとどうしても偏りが生じてしまうので、日本が独自に調査するのも1つの手なのかなと思うのですが、その展望があるのかということを追加で伺いたいです。よろしくをお願いします。

●荒池（外務省 中東アフリカ局 中東第二課 地域調整官）

1点目のジェノサイドの関係で国連の人権特別報告者の関係で、そういった報道があったということは私も見て承知しております。ただ他方で、その報告自体を中東局として所管しているわけではなく、報告の内容とか詳細については承知してないので、具体的にお答えできることが私自身はできません。

ただ一般論として申し上げますと、ジェノサイドという言葉については注意が必要だと個人的に思っております。日本語で言うところの集団虐殺といった一般名詞としてのジェノサイドと、国際法上のジェノサイド条約で言うところのジェノサイド。それぞれ関わってくる義務であったり法的な要件だったりとか、私も詳細は承知していませんが、一般用語で言うところの大量殺人・大量虐殺と国際法上のジェノサイドというものは分けないと議論が非常にごちゃごちゃになってしまう部分があると思っております。答えになっておらず恐縮ですが、とりあえず1点目についてはこれで。

●日下部（国際協力局 審議官／NGO 担当大使）

国際協力局審議官の日下部でございます。UNRWA は国際協力局国別開発協力第三課が

担当しているわけではないので、私の方から説明させていただきます。UNRWA については、日本を含めいくつかの国が資金拠出を停止していて、一部には再開していると、あるいは最初から止めていない国と色々あるわけですが、国際的な流れとしては国連における第三者機関が中間報告を先日出しまして、確か公表はされていませんが、我々はその説明は聞いている状態です。そういうのを踏まえて、UNRWA としても改善策を考えてきていると。UNRWA がドナー国に対して色々な改善策を示してきているわけです。そうした改善策に加えて、日本としても独自に、UNRWA に対して日本が責任を持って資金を拠出するのであれば、その信頼性を確保していかなければいけないので、こういったことが確保できるのかということについて、今まさに UNRWA とやり取りをしている最中です。

今日、ラザリーニ事務局長が多分もう外務大臣に会われたのではないかと思います。それ以外にも我々の事務方とも東京の方で色々な意見交換をしているわけです。どういうものを今やっているかというのはまだ言える段階ではないですが、ドナー国に示した UNRWA としての改善策に加えて、日本独自の日本の支援に対する信頼性をさらに高めるようなことができないかということについて今議論しています。そういうのが見えたところで色々な判断をしていくことになるだろうというのが現在の状況です。

○金子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン プログラムコーディネーター）

日下部審議官にも連日お世話になっております。そうですね、UNRWA の件は、1つの例ということで、建物についても、独自に国際法の視点に則って第三者機関が調査しても良いのではないかと趣旨の質問でした。ありがとうございました。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

はい、では会場でご参加の皆様、またはオンラインで参加の皆様の中で、ご意見やご質問がありましたら、挙手をお願いします。はい、では若林さん、お願いします。

○若林（THINK Lobby 所長／国際協力 NGO センター理事）

ありがとうございます。JANIC の若林です。ご説明を聞いていて素朴な疑問があるのですが、衛星写真であれだけ鮮明に出るというのは私もちょっと驚きなんですよね。それで、必ずしも専門家ではない方があれだけ分析できるということであれば、かなり我々サイドだけで調査できる余地はあるのではないかと。それで、ご説明の中で機材を供与しているがゆえに把握しにくいというように、私はそう受け取ったのですが、建物が破壊されていれば、通常は機材も破壊されている、あるいは使い物にならないと捉えるのが普通ではないかと思えます。ですので、それを理由に何か把握しにくいとか、できないというのは、あまり理由にならないのではないかと思います。私は素朴な疑問としてそれを感じたので、私の理解が間違っていれば逆に教えてほしいと思いました。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

はい、ありがとうございます。外務省の皆さま、いかがでしょうか。

●丸森（外務省 国際協力局 国別開発協力第三課 首席事務官）

はい、ありがとうございます。衛星写真で、もちろんどのくらいの解像度かにもよりますが、クレーターができていたりする建物もあるのかもしれませんが、結局ある程度、目視ではないですけども、実際その建物が今後使えるのかどうかとか、そういったところもありますし、中の機材についても例えば柱が一本ぐらい折れているぐらいで建物自体が崩落しても機材が線につながば生きているという可能性も正直なくはないのではないかと考えておりますので、なかなか現状でリストであったりとか被害総額と言われると、やはりちょっと出せない和我々としては考えているところでございます。

○若林（THINK Lobby 所長／国際協力 NGO センター理事）

はい、ありがとうございます。理由も分かるのですが、実際に ODA で供与したプロジェクト案件と供与額というのはもう全て分かっているわけですから、可能性を推測する意味で、そういうのを整理しておくことは必要ではないかと思えます。ですので、今後ぜひご努力をお願いできたらと思えます。最終的に必要になるのは間違いないわけですから。よろしくをお願いします。

●丸森（外務省 国際協力局 国別開発協力第三課 首席事務官）

ありがとうございます。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

時間が押していますが、30 分取ることになっていきますので、他にご意見やご質問ありましたら受け付けます。いかがでしょうか。

特になければ、司会なので恐縮ではございますが、私からコメントさせていただきます。外務省の皆さまが応答されるかどうかはご判断いただければと思います。1 つ目は、国際法上のジェノサイドという単語が出ましたが、今議論しているジェノサイドは一般論としてはジェノサイドではなくて、国際法のジェノサイド条約に基づいたジェノサイドが議論されていると思います。それについては、日本を含め第三国にはジェノサイドを防止する国際的義務がありますので、その点についてはしっかり認識してご対応いただければと思います。

2 つ目は、それに関連して、外務省からは、イスラエルに対して国際人道法に違反しないように要請しているとの回答が常に返ってきますが、誰がどう見ても、世界的な衆目の下でイスラエルが国際人道法に従っていない、民間人を意図的に虐殺していることは明らかですので、現段階では要請していることが重要ではなく、イスラエルが国際人道法に従ってい

ないという現状についてどうするのかということが 1 番問題であり、対応していかなければいけない段階に来ています。それについて、日本としても明確に対応していく必要があるだろうと思います。他の国はすでにジェノサイドを防止するために様々な行動をしている中で、日本の今の対応はやや特殊だと思います。その点を認識していただいて、対応を具体的に検討していただくと良いと思います。

私からは以上です。時間がないので何かございましたら、ご回答いただき、なければ次の議題に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

●丸森（外務省 国際協力局 国別開発協力第三課 首席事務官）

ありがとうございます。はい、よく承りました。その他は特段ございませんので、次の議題ということでよろしく願いいたします。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

はい、ありがとうございます。ご発表された金子さん、また、ご対応された外務省の皆様、ありがとうございました。

では時間がもうかなり押していますが、最後の議題に移りたいと思います。フィリピンへの大型巡視船供与と非軍事原則という議題です。日本国際ボランティアセンターの今井さん、お願いします。

(6) フィリピンへの大型巡視船供与と非軍事原則

○今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

ありがとうございます。改めて、日本国際ボランティアセンター（JVC）の今井です。よろしく願いいたします。フィリピンへの大型巡視船供与と非軍事原則という議題提案です。

議題の背景として、南シナ海における中国とフィリピンの領有権争いにおいて、昨年 10 月から 12 月、フィリピン海軍がチャーターした補給船を護衛する巡視船が、中国の海警局の船から放水されるとか衝突をされるとか、妨害されるといったようなことが書いてあります。これ自体はさらにエスカレートしていて、例えばこの 3 月にも、衝突によってフィリピン側では怪我人も出るといった状態になっています。これにフィリピンが使っている沿岸警備隊の巡視船が日本が支援したものだということがメディアでは報道されているわけです。

フィリピンの沿岸警備隊には、これまで日本は 12 隻の巡視船を支援していて、沿岸警備隊の主力になっています。特に大型の船については三隻のうち二隻が日本の ODA で支援したものだということになっています。さらに、岸田首相が今年の 11 月にフィリピンを訪問したのと同じタイミングで、追加で 5 隻の 97 メートル級大型巡視船の借款での支援が決定されました。

これに関して議題にあげた理由としては、今の南シナ海のフィリピンと中国の状況はもう本当に一触即発で、双方の軍事的な衝突になるくらいリスクがあるような状況だと思います。そこに沿岸警備隊の主力船として日本が ODA で支援したものが使われてるということは、非軍事原則からの逸脱であり、国際紛争を助長する、または緊張関係を助長するリスクがあるのではないかと、ということで今回の議題に挙げさせていただいています。さらにですね、ここに 5 隻の大型巡視船の支援を加えるということは、やはり非軍事原則という観点から問題ではないかということです。

外務省への事前の質問として二つ挙げておりますけれども、ひとつ目は、フィリピンの巡視船と中国の海警局との問題について外務省がどのように把握しているかということです。これについて事前の打ち合わせの時には、フィリピン政府とやり取りはしているが、詳細は差し控えたいというご回答だったかと思います。二つ目は、支援した巡視船について、支援したのちに武器、機銃とか機関砲等の搭載がされているかということに関しては、フィリピン側から相談を受けて実際に装備されたものもあるといったご返答でしたけれども、具体的にどのようなスペックの武器なのかということについては差し控えたいといったご回答でした。これについては、今回の議題の論点にも記載しています。

議題の論点ですけれども、まず一つ目は、このフィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画という名前がついている案件ですけれども、フェーズ 1、2 があって、この後の 3 は 5 隻の追加なのですが、案件概要書を見ると、この支援の目的について、海上法執行等の業務を行うことになっているわけですね。

海難救助ですとか、あるいは海賊対策とかの海上法執行だと思います。一方で、非軍事原則との関係で言うと OSA ができた時にですね。これは ODA とは違って軍事的な目的があるものだとということで、その時に、外務省の書面では海洋安全保障が目的であるという説明をされていたわけです。

このですね、ODA の目的でいう海上法執行というものと、OSA で目的としている海洋安全保障という言葉の使い分けを外務省はしているかと思うのですが、それをどのように区別しているのかについてお伺いしたいということですね。海上法執行、つまり海上における犯罪の取り締まりが、主に海賊とか違法漁業とか非国家主体による犯罪の取り締まりであるならば、今回の件はもはや中国という国家を相手にした領土、領有権争いという意味で船が用いられているので、これはもう海上法執行の枠組みを超えて安全保障の部分ではないかと私は思うわけです。であれば、これは ODA の非軍事原則に抵触するのではないかと思います。なので定義付けについて、どのような整理かお伺いしたいということです。

論点の二つ目に書かせていただいたのは、相手国に巡視船を支援したケースでは、フィリピンだけではありませんけれども、外務省は開発協力適正会議の場面などで、軍事目的で使われないように相手国から必ず約束を取り付けていますという説明を繰り返してきました。それは交換公文等ですけれども、フィリピンのこの巡視船支援の場合には、どのような約束を取り付けてきて、それをどのようにモニタリングしたのかということが二つ目にお聞き

したい点です。

それから三つ目は、事前質問でのご回答に関することです。支援した巡視船にその後、機銃等の装備が搭載されたことがあったということです。けれどもスペックの説明は差し控えますということでした。私が追加で、相談された時にこのスペックだったらいいとかダメだとか、具体的には例えば機銃の口径が何ミリとかかもしれませんけれども、そういった判断の基準はどうなんですかと聞いたところ、協力の趣旨・目的、協力対象、協力内容の三要素から総合的に判断するもので、厳格なラインがあるわけではないというお答えでした。つまりハッキリはしていないわけですね。今まで、軍事的用途を回避するためには、在外公館がモニタリングをして軍事的用途には使われていないことを担保しますということでした。しかし、実際にはその後搭載された武器の内容が開示されない、あるいはどういったスペックだったら良いか悪いかという外務省の判断基準もハッキリしないということでは、市民の側にとっては、一体どのようにモニタリングをして何がどういうふうに使われてるのかわかりません。軍事的用途を回避する担保として言われているモニタリングが全くこう、市民の側からは内容が見えないということになる。こうしたスペックについての情報ですとか、その基準といったようなものを開示する予定があるのかどうかをお尋ねしたいということです。

4番目については、巡視船の運用について、どのようにモニタリングをしているのか、具体的にはその航行する海域とか、航行目的等について把握してきたのかどうかという質問です。

最後の5番目の論点ですけれども、昨年10月31日の開発協力適正会議で、このフェーズ3が、審議の対象ではなくて報告案件として扱われています。この時に適正会議の委員の方2名からこれが報告案件になっていることについて「違和感」、議事録に「違和感」と書いてあるんですけれども、それが表明されています。非軍事原則に照らして重要なものがどうして、といった違和感だったかと思えますけれども、なぜこの案件が審議対象にならないのかご説明をお願いしたいと思います。以上です。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

今井さん、どうもありがとうございます。では外務省からご回答をお願いします。

●大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ご説明いただきましてありがとうございました。この議題につきましては、国際協力局政策課の五十嵐首席が引き続き、あと国別開発協力第一課の栗本首席、開発協力総括課から多田首席にご参加いただいています。まず五十嵐首席から、論点1から3を中心にご回答いただければと思います。よろしく願いいたします。

●五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

はい、ありがとうございます。五十嵐でございます。まず、議題の論点の1としていただきました海上法執行と海洋安全保障、こちらの区別につきましてですが、一般論といたしましては海洋安全保障と言われるものは、海洋における安全を確保するための取り組みを包括的に指し示す概念であると。その取り組みの主体としては、各国の軍や沿岸警備隊、海上警察等の海上法執行機関、あるいは関係する国際機関等を幅広く含み得るものと考えております。

その上で海上法執行につきましては、通常ですと各国においてその権限を法によって与えられた国家機関による行政行為を指すものでして、具体的には海賊、海上武装強盗対策や密輸取締り、あるいは違法漁業対策といったものが含まれると考えられます。

続きまして、論点の2としていただいているフィリピンの事例につきまして。これが海上法執行の枠を超えているのではないか、海洋安全保障の一環なのではないかということですが、こちらにつきましては、すでにお話もいただいた非軍事原則との関係というところで、我々として今回のフィリピンの沿岸警備隊に巡視船を供与させていただいたわけですが、こちらがそもそもその主体としまして、海難救助活動や違法漁業の取り締まりを含む海上法執行活動を行う機関であると。そこは国防を目的とする軍とは独立しているということ、そういう意味では、フィリピンの沿岸警備隊というのはあくまでも海上法執行目的の範囲内で活動するものであるということ、その意味でこちらいわゆる軍に対する支援というものには当たらない。非軍事原則には抵触しないと考えております。

また、その対象としてフィリピンの沿岸警備隊に巡視船を供与する中でも、あくまでもこちらは、海難救助や海上法執行等の業務を迅速かつ適切に実施するための能力向上を図ることをもって、フィリピンの海上安全の向上に寄与することを目的としているので、海上法執行の枠を超えて他国の軍に対抗するという性質のものではなく、特定の国への対象を念頭に置いたものではないと。さらにフィリピンに対する協力にあたっては、非軍事原則を踏まえ軍事的協力を回避するということから、その当該協力の趣旨目的ですとか、対象内容、効果の観点から総合的に検討させていただいて抵触をしないと判断して実施させていただいているものでございます。

続きまして、論点2としていただきました国際約束として取り付けているものがどういった形で行われているのか、また、モニタリングがどのような形で行われているのかにつきましてですが、我が国が行う開発協力案件においては、国際約束において供与する資機材等の適正利用を国際約束の中で定めて、そして、さらに事後のモニタリング等によって適正性の確保というものを務めているところでございます。フィリピンに巡視船という機材を供与した本件におきましても、国際約束である交換公文において適正使用および目的外使用の禁止を確認しております。

モニタリングにあたりましては、在外公館及びJICAの在外事務所が緊密に連携し当該案件が軍事利用回避原則を遵守していることを確認しております。今後とも引き続き、この協力の適正性というものが確保されていることの確認に努めていきたいと思っております。

ます。

論点 3 としていただいたモニタリングに関して、武器に関しての供与ですとかスペック、こちらがどういった形だったかということについての説明責任と言いますか、どこまで説明しているかというところですけども、事前の打ち合わせにおいてやり取りをさせていただいたと伺っております。その中で当方から、フィリピンから、これらの巡視船の一部に対して機銃を設置したいという申し出があった。フィリピン側から相談があったというケースがあるということをご報告させていただきました。

その中では、基本的に機銃の性質は各国の海上法執行機関が保有する装備実態等を踏まえて、法執行活動と言われるものの能力強化という目的に矛盾しない範囲であるということをごきちん確認をした上で、そちらに関して認めてきたという経緯がございます。

お申し出の機銃のスペックの具体的なところにつきましては、どうしてもやはり相手国政府との関係がございまして、こちらに関して詳細をお伝えすることは残念ながらできない形になっております。いずれにいたしましても、ご説明いただいた通り、その協力の趣旨、目的、対象、内容、効果、さまざまなので、それぞれの案件の状況に応じてその性質を総合的に検討して判断し、この中でその能力強化という目的、法執行活動の延長という目的と矛盾しない範囲であるということを確認させていただいてる次第でございます。

私の方から論点 3 までをご説明させていただきました。あとは、論点 4 として、モニタリングの具体的な手法、その航行海域ですとか航行目的、あるいは論点 5 としていただいた適正会議の件につきましては、それぞれ国別一課の栗本首席と、開発協力総括課の多田首席からお答えさせていただければと思います。

●栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

国別開発協力第一課の栗本です。論点 4 でいただいているのがフィリピン政府との約束の如何にかかわらず、日本政府はこれら巡視船の運用をどのようにモニタリングしてきているか、航行海域、航行目的について把握しているかということですが、モニタリングについては先ほど五十嵐からもありました通り、現地の大使館や JICA 事務所が緊密に連携を取りながら、相手側と緊密に普段からやり取りをしている中で確認をしてきているところです。

また航行海域、航行目的ですけども、本件で供与する巡視船が安全確保、海上捜索、救助、航行安全管理、海上法執行、海洋環境保全等を目的としたものとして航行予定であることを、航行海域も含めて協力準備調査の段階で先方政府との間で確認をしております。供与した後も、先ほどのモニタリングの話に戻りますが、現地大使館等が緊密にフォローしているところです。

●多田（外務省 国際協力局 開発協力総括課 首席事務官）

開発協力総括課からでございます。論点 5 についてお答え申し上げます。論点 5 は、な

ぜこの案件が開発協力適正会議の審議対象にならなかったのか、と理解しております。

適正会議の審議対象につきましては、開催要領に従って、原則として協力準備調査が行われるプロジェクト型の無償資金協力および円借款の個別案件を対象としているものでございます。また、これらに加えて、非軍事原則との関係で慎重な検討を行った案件につきましては、新規案件については通例審議対象としている一方で、継続案件については報告事項としてきているところでございます。

このような考え方に基きまして、本案件はフェーズ 3 というところでございまして、継続案件でありますので、前回のフェーズ 2 と同様に報告事項とさせていただいた次第でございます。

●大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。外務省からの説明は以上でございます。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

ご説明ありがとうございます。今井さんから何かございますでしょうか。

○今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

ご説明ありがとうございます。一点目に関しては海上法執行ということで、海賊対策とか密輸ですとか、違法漁業対策ということで、具体的にご説明をいただいて、フィリピンへの巡視船の支援は海上法執行目的であることを改めて確認していただいたわけなんですけれども、あるいは他国の軍に対抗するものではなく非軍事原則に抵触しないという判断だという言葉もいただいたかと思えます。けれども、その認識は現実とかなり違っていると思えます。

いま画面でお見せするのはNHKのウェブサイトからですけれども、2月のもので、日本が東南アジア四か国の海上保安当局への支援方針を固めるということで、この中でですね、ちょっとこの部分小さいかもしれませんが、フィリピンの沿岸警備隊の報道官の方のコメントがありまして、日本の支援が途絶えると、沿岸警備隊には大きな影響が出る。中国と対峙する中で、日本の支援はとても重要だというようなことを沿岸警備隊の報道官の方が話しているわけですね。

同様のですね、中国と対峙する上で、日本の巡視船の支援が大事だというようなことは、メディアに出てくるのが何度もあるんですけれども、この下ですね。この写真は防衛省の防衛研究所の中国研究室長さんですか、この方は、こういった支援は海洋進出の動きを強める中国を念頭にしたものだとおっしゃっていてですね、中国への対峙ということでこういった巡視船をフィリピンが使っていて、それだけとは言いませんけれども、そこにおける重要な船舶として使っていて、日本の支援が重要だということは、ある意味もうかなり明らかになっているかと思えます。それでも、これが海賊・密輸・違法漁業対策なので非軍事原

則に抵触しないとおっしゃるのは私としては理解できないことです。

お答えの中で、航行海域とか目的については確認しているというご説明がありましたけれども、具体的な航行海域や目的ということと言うと、提案書にも書いてさっきもお話をした通り、中国との領有権争いでフィリピンが実効支配の拠点としているところに補給する海軍のチャーター船ですから、海軍と連携してるわけですね。その護衛として、日本が支援した巡視船が使われているわけです。こういった目的を確認した上で、それでもそれは海上法執行だというふうに認識されているということなんでしょうか。その点確認させていただきたいと思います。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

ではご回答よろしく申し上げます。

●大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

申し上げます。五十嵐首席。

●五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

ひとまず私の方から、個別のケースに関してどこまでの情報を事前に把握し、それに基づいて判断しているかということに関しましては、なかなか今一概に申し上げることができません。残念ながら。加えて、もし仮にそういったことが把握できていたとしても、ものによっては相手国との関係もありますので、つまびらかにはお示しすることは、ちょっと難しい部分もあるかと思えます。

ただ、申し上げられるところとしまして、使用のされ方、あるいはそういった報道等も含めて、実際にどういった形でどの程度まで使われているかということに関しましては、我々としても大使館や JICA 事務所を含めて把握をしておりますし、そもそも供与の段階でどの程度の、目的に照らした場合の妥当な水準かということについても確認をしておりますし、さらに言えば、繰り返しになってしまいますけれども、国際約束という形で、そこについては、軍事的な目的のために使用しないということについて明示的に確認を取っているというところかと我々としては考えております。もし補足等あれば。

●栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

五十嵐の説明とほとんど同じかとは思いますが、お示しいただいた NHK の報道で、先方の沿岸警備隊の報道官が発言していることは正直、どういう文脈の中で全体としてどういう回答をこの人がして、その中でこの発言があったのかということ承知してないので、ここだけ見てもそれについてコメントするのは難しいなと思います。先ほど冒頭に我々の方から説明をさせていただいた通り、供与の前に目的を協力準備調査等を通じて確認をし、国際約束で適正な利用というのにも約束をし、その後供与した後も、大使館や JICA

を通じて、現地で運用状況を確認している中において、国際紛争を助長するとか、中国への対抗とか、報道にあるようなことは確認されていないため、政府としては適正な判断であり、非軍事原則に抵触しないというふうに判断をしてきたところです。その原則が供与後も引き続き守られているということ、今もフォローしているということでもあります。

○今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

すいません。私から一つだけ言わせていただければ。他の方も発言があると思いますので。先ほどのフィリピン側の沿岸警備隊報道官の発言は、その方の発言だけではなく、日本が近年フィリピンとの防衛協力を、昨年11月の岸田首相のフィリピン訪問も含めて強める中で行われているといったこともあります。その報道官だけではなくて、日本のさまざまな、先ほどの防衛省の研究室の方を始めとして、フィリピンの沿岸警備隊が中国に対峙するためにこの日本の巡視船支援が重要だということは多くの指摘があるので、ちょっとそういうふうに考えない方が不自然だという感じがするということです。

それから、先ほどのご説明の中で、開発協力適正会議でどうしてこの件が審議にはならなかったのか、ということで、プロジェクト型ではないからということがあったと思いますが、適正会議においても、2022年4月26日の第62回適正会議では、フィリピン巡視船の件ではないのですが、非軍事原則に関する案件がモニタリングで会議に上がってこなかったことに関して、それもプロジェクト型ではないからということだったんですけども、プロジェクト型でなくても、やはり非軍事原則に関するものは適正会議に上げるべきだといった委員からの発言もあったわけです。ですから、そこに関しては是非形式的なことにこだわらず、開発協力適正会議で審議すべきだと思うわけです。

繰り返しになりますけれども、外務省は、非軍事原則を担保する上で開発協力適正会議にチェックしてもらいます。ということ繰り返し、ここにいらっしゃる日下部さんも色々な会議で述べられてきたと思います。けれども、適正会議ではプロジェクト案件ではないということで非軍事原則に抵触する可能性あるものが審議されないのでは、これは担保になっていないと思います。ですから、その点についてはぜひ再考と言いますか、適正会議で審議していただきたいと思います。他の方も発言あるかと思うので、私からは以上です。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

では、会場からのご質問等を受けつけます。はい、若林さんお願いします。

○若林（THINK Lobby 所長／国際協力 NGO センター理事）

JANIC の若林です。客観的に聞いていて、だんだんやっぱり説明をされても理解しにくくなっているなど。ODAをやる以上は誰が説明を聞いてもわかるような形で理屈が通らないとやっぱり問題じゃないかなと思います。巡視船を供与したらダメだと言っているのではなくて、仮に供与をするならどういう理屈でやっているのかということ誰にもわか

るような形でやっていく必要があるということなんですよ。中国とフィリピンは領有権を争っているのは、誰が見てもそう思うわけじゃないですか。それを違う理由を持ってきて、ここで説明して理解しろというのもだんだん難しくなっている。

これまで ODA の枠の中でやってきたことが OSA を始めて状況は変わったっていうのはあるんです。であれば、納得できるような説明の形に論理を変えていかないとちょっともう難しいですね。かなり崩壊に近づいているっていう感じが私は印象として思います。

一方で OSA を始めて、沿岸監視レーダーシステムを供与しているんですよ。沿岸監視レーダーシステムを供与して、そのデータは誰が使うのですか。これ、安全保障上の理由でそれを供与しているわけですよ。それを沿岸警備隊が使わないわけがないので、そうすると、そこに交差しちゃうわけですよ。

その辺も含めてですね。しっかり説明できるようにしていくことがやっぱり必要だなと思いますので、巡視船を供与するのはダメだということを一旦置いて、するのであれば、それに必要な納得できる説明が必要だと思いますので、もしご見解があるのだったらお聞かせいただきたいと思います。

○佐伯（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

関連するので、続けて私の方から質問させていただきます。名古屋 NGO センターの佐伯と申します。ちょっとホームページがすごい字が小さくて、ここでは見るのは難しいかと思いますが、外務省のホームページの政府安全保障能力強化支援 (OSA) の実施案件ということで大きく出ているのですけれども、令和 5 年度に関して言うとフィジーで警備艇、マレーシアで警戒監視用機材、これは救難艇などのようですが、バングラデシュも警備艇。OSA で出された警備艇と、フィリピンの巡視艇は ODA で出されていて、一体何が違うのかというのが、この案件概要を見ていても私には理解ができなかったもので、どういう基準で ODA であり、OSA なのか。多分傍からあまりよくわかってないと言われてしまうかもしれませんが、見ていて同じような目的で出されているものが、どうしてあるものは ODA であるものは OSA なのかっていうのを、もう少し明確に教えていただけますか。お願いいたします。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

では外務省からお願いします。

●大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

五十嵐首席、よろしくお願いたします。

●五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

ありがとうございます。何が違うのかというところを端的に申し上げれば、供与先の主体

が違ってくるところが最も大きいかと思われます。今 OSA の例を挙げられましたけれども、こちらに関しては基本的には海軍ですとか軍、海洋安全保障を担う主体として想定されているところではあります。ODA で供与できる場所としては基本的には軍ではない。あくまでも海上法執行機関としての沿岸警備隊ですとか、そういったところに対しての支援、こちらは ODA でさせていただいています。

同じような目的とおっしゃった部分でございますが、軍なのか、あるいはそうでないのかというところで、組織の目的とか実際に従事する活動には確実に一定の差があると思えます。そこを、具体的にはその違いと言いますか、こちら側の目的と実際の支援内容を照らし合わせた場合に、あくまでも ODA は経済社会開発の延長としての法執行能力と言いますか、海上における法執行の確保で、それに適した形の機材を供与する。そして、それをきちんと執行に関して担保していくという考え方でやっているものです。OSA におきましても当然適正利用は考慮されると思えますけれど、しかしながら、どうしてもその供与先、あるいはその供与の目的、そして、実際に使われる対応は異なってくると言えるかと思えます。

○佐伯（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

すみません。今の件でちょっと細かくて恐縮なんですけど、例えばインドネシアの海上保安機構（BAKAMLA）の場合、代表は海軍のなんというか、陸軍で言うと准将レベルの人が代表になっていると思うのですね。その場合は、ODA で供与されているけれども、軍ではないと判断されているということでしょうか。

●五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

ケースバイケースにはなりますが、あくまでも BAKAMLA と通常の海軍というものの整理がそれはそれなりにインドネシアの国内において分けられており、その国の中での理由と根拠があって分けられていく形になりますので、そこは人的な重なりがあるかどうか、あるいは実際の指揮命令系統があるかどうか、そういったところももちろん、我々としても見ているはずですが、それを踏まえた上で、あくまでも別個の組織であり、いざという時に、軍事目的に使われることはないという程度確認した上で、そこについては行っていくところかと思えます。

●栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

インドネシアの BAKAMLA という組織は軍とは完全に切り離されていまして、それは法律でも定められています。人的な重なりが一部あるということは確認した上で、それでも大丈夫かということ、同じようなプロセスを経て、細かく確認した上で供与を決定したものになります。

●多田（外務省 国際協力局 開発協力総括課 首席事務官）

先ほどご意見いただいた中に開発協力適正会議についてのご意見があったので、申し上げます。私の説明がうまく伝わらなかったのかもしれないですが、プロジェクト型の案件を審議対象としておりますが、それに加えて、非軍事原則との関係で慎重な検討を行った案件についても、今回は継続案件ということで報告事項でしたけれども、新規案件は原則審議対象としています。いずれにしましても、いただいたご意見についてはよく考えさせていただきます。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

お答えありがとうございます。時間が押していますが、もし他の参加者で何かあれば、簡潔にお願いいたします。

○今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

一言だけよろしいでしょうか。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

では最後をお願いします。

○今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

今日をご説明いただきありがとうございました。相手が軍の場合であっても、2015年の開発協力大綱の改定後ですね、軍事目的ではないもので ODA をやることもあるということなので、目的が何なのかということで、今日は、目的が海上法執行の枠をも超えて、軍事的なところもつながりかねない領有権争いの前線になっているということを指摘したわけです。ODA でも OSA でも、紛争助長をしてはいけないということは日本政府の方針としてははっきりしていると思います。もはやこの南シナ海のフィリピンと中国のことに関しては、最近のエスカレーションの中で、アメリカがフィリピンとアメリカの防衛協定に基づいてアメリカの軍を動かすかどうかというところまで、劇的というかかなりの状況になっている。そういった状況を、日本がフィリピン側への巡視船の支援という形でエスカレートさせていくのかどうかということです。私はやはり、日本の平和主義というところから考えて、やるべきではないと思っています。ぜひ今後も私も見守りながら機会があれば議論していきたいと思っています。ありがとうございました。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

では時間となっていますので、この辺で最後にしたいと思います。

○重田（国際協力 NGO センター 政策アドバイザー）

もう一つ質問よろしいですか。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

はい。

○重田（国際協力 NGO センター 政策アドバイザー）

JANIC 政策アドバイザーの重田です。ご説明ありがとうございます。

最後の方で、OSA と ODA の供与の違いは何かというところで主体の違いという説明があったんですけども、その主体の違いはどこからくるのか。例えば岸田首相が会った先なのか、それとも防衛省が現地で会った、現地の防衛省関係の方なのか、海上保安の関係の方なのか、会った主体によって違ってくるのか、それとも相手国からの要請によって変わってくるのか、それを教えていただけないでしょうか。

●五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

私としては、その支援がどういった要素によって決まるかというところですね。相手方の要請の主体が、どういったところであるか。つまり、ある程度軍の関係のところ、ある程度安全保障に関する目的のための支援を求めてきた場合には OSA として判断をしていくということになるわけです。それ以外、圧倒的に、恐らくそれ以外のケースの方が多いとは思いますが、相手側の要請に対して基本的には ODA の文脈でどういった支援ができるかを検討していくことになる。そういったところだと思います。会った人がどうかというよりは、結局は相手側の要請をしてくる主体がどこになってくるか、そしてその目的がどういったものかというところかだと思います。

○重田（国際協力 NGO センター 政策アドバイザー）

フィリピンの場合は、特に岸田首相が昨年フィリピンを訪問したときに、報道によればもう決まっていたような印象がありますけど、あれは事前に相手側から要請があったものなのか、もしわかれば教えてください。

●栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

どのタイミングで供与についての要請があったかというのは、他の国の例も含めて、そこは特につまびらかにはしていないので、お答えは差し控えますが、フィリピン側からの要請を受けて供与を決定したものになります。

○重田（国際協力 NGO センター 政策アドバイザー）

OSA に関しては、今年度予算で 20 億円。どんどん決まってしまうというのが私の印象です。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

ありがとうございました。時間が押してますので、最後の議題はこの辺で終わりにさせていただきたいと思います。今井さん、外務省の皆様、どうもありがとうございました。

閉会の挨拶の前に、この ODA 政策協議会で大変お世話になった松田室長がご退任されるということで、ご挨拶をいただきたいと思います。

●松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

外務省民間援助連携室松田です。本年の 4 月末をもって、外務省を去ることになっております。この ODA 政策協議会に参加できるのはこれが最後ということですので、本当に皆さんにはお世話になりました。正直申し上げまして、ODA 政策協議会の議題は、もう民連室では対応できない議題ばかりなものですから、私はいつもここに来て、ほとんど何もせずに、皆さんの議論を聞いて、逆に勉強させていただいているというスタンスだったんですけども、今日は思いがけなくメドゥサン・デュ・モンドの中嶋様からの質問があって、私が発言できたので、最後に働いてきてよかったなというふうに思っております。

この会議ですね、私が来た時はもうコロナの影響もあって、年に 1 回しか開けていなかったんですけども、それがもう年 3 回という原則に戻りましてですね、議論も、私が来た当初よりは、外務省側の説明がまだまだ不十分だというふうに思われている方もいらっしゃると思うんですけども、以前に比べれば踏み込んで丁寧に発言しているところがあるんじゃないかなと思っています。

私はわずか 3 年の間の話ではありますけれども、少しずつ変わってきているのではないかなというふうには思っています。というのも、省内の NGO さんに関する考え方が随分変わってきていると私は思っています。例えば、ウクライナとかガザの緊急支援の時に、私が来た時には国際機関を通じた支援だけしか考えられていなくて、民連室に声がかかるということはほとんどなかったんですけども、今はまず間違いなく必ずというぐらい民連室に声がかかって NGO の支援ということが検討されています。そのように省内の雰囲気、NGO さんに対する考え方、見方というのも随分変わってきておりますので、この ODA 政策協議会、今後もさらに盛り上げていければというふうに思って、それをしっかり私も民連室の方に引き継いでいきたいと思いますので、引き続き皆さんご協力のほどよろしく願います。ありがとうございました。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

松田室長、お世話になりました。ありがとうございました。

では最後に、閉会の挨拶として、国際協力局の日下部審議官からよろしく願います。

●日下部（外務省 国際協力局 審議官／NGO 担当大使）

外務省国際協力局審議官で NGO 担当大使をしている日下部でございます。本年度最後

となる第3回 ODA 政策協議会の閉会にあたってご挨拶申し上げます。今日はここ JICA 関西の会場を利用させていただきまして、対面とオンラインのハイブリッド、しかも地方、神戸で開催できたということは大変良かったと感じております。また、会場提供いただきました JICA の方、ここにいるかわかりませんが、JICA の関係者にも改めて御礼申し上げます。

今回も NGO の皆様から様々な議題をご提案いただき、多様なご意見を頂戴いたしました。外務省からも WPS（女性・平和・安全保障）の推進についての議題を提案させていただきました。

ODA 政策協議会は、NGO の皆さんと共により良い ODA のやり方を率直に議論する貴重な機会であります。今年度もさまざまな議論が行われました。我々にとってはですね、耳の痛いご意見もかなりたくさん、正直あるかと言われればあると思うんですけども、それも含めて、いろんな市民の声を聞くというのは、政策を行っていく上で欠かせない重要なことだと感じておりますので、最近そういったことはもはや普通になってきたかなとは思ってきております。もちろん回答には言えること言えないこと、いろいろありますので、皆さんのご納得いただく回答ばかりになるかは別ですけども、我々としては精一杯のことを答えさせていただいているところであります。今後もですね、このような対話の枠組みを継続化して、双方の努力によって、さらに有意義かつ建設的な意見交換が行われる場となるようになっていけばいいかなと思っております。

今年度は、全体会議に連携推進委員会を含め、合計 7 回の定期協議会が開催されましたけれども、私も 7 回全てに出席させていただきました。どの会においても、多岐にわたる議題が取り上げられ、NGO の皆さんと共に、大変有意義な意見交換ができたと感じております。

来年度は、松田室長は早々にいなくなってしまうかもしれませんが、引き続き、より良い ODA の実現に向けて NGO の皆様と緊密に連携していく所存でございますので、それを持って私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○今野（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

日下部審議官、どうもありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。今日ご参加いただいた皆様、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。